

東庄町避難所運営マニュアル

平成31年3月

はじめに

皆さんのお住まいの地域の防災体制を担っているのは、住民の皆さん一人ひとりです。日頃から町の一員としての自分の役割を十分に把握し、災害発生時には、迅速、的確な行動がとれるようにしておくことが重要です。

このマニュアルは、町職員担当者だけでなく、避難所となる施設の管理者、町内会や自治会、自主防災組織の役員など、災害時に避難所の運営に関わる人々が活用することを想定しています。

このマニュアルは、避難所を開設・運営するための標準的な事項をまとめたものです。避難所は、町担当職員が開設を行い、全体を統括するものの、運営については住民の自治によることを目指しています。折りにふれ内容を確認し、防災訓練時等にマニュアルを実践するなど、いざというときに適切な行動がとれるようにするとともに、適宜追加・見直しを行ってください。

また、避難所運営業務で知りえた個人情報、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないなどプライバシーの保護には十分配慮してください。

- 目 次 -

第1章 目的と基本方針	1
1. 目的	1
2. 避難所を運営するための4つの基本方針	1
第2章 避難所の開設から撤収までの流れ	3
1. 初動期（災害発生当日）の対応	5
2. 展開期（2日目～1週間程度）の対応	14
3. 安定期（1週間目～3週間程度）の対応	18
4. 撤収期（ライフライン回復時）の対応	19
第3章 避難所運営委員会及び各運営班の業務	20
1. 避難所運営委員会の業務	20
2. 総務班の業務	21
3. 情報班の業務	28
4. 施設管理班の業務	32
5. 食料・物資班の業務	36
6. 保健・衛生班の業務	42
7. 要配慮者班の業務	47
8. 支援渉外班の業務	51
参考資料	53
【参考資料1】避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法	53
【参考資料2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例	56

様式集	57
【様式 1】避難所開設・運営のための緊急連絡先	57
【様式 2】震災後の余震に備えた緊急点検チェックリスト	58
【様式 3】建物の構造別チェックシート	59
【様式 4】避難所でのルール	64
【様式 5】避難所の運営体制	67
【様式 6】避難所運営委員会 規約（案）	67
【様式 7】避難所運営委員会等名簿	70
【様式 8】避難所利用者でつくる組分け表	71
【様式 9】避難所利用者登録票（表面）	72
【様式 10】避難所利用者登録票（裏面）	73
【様式 11】ペット登録台帳	75
【様式 12】ペットの飼育について	76
【様式 13】外泊届	77
【様式 14】退所届	78
【様式 15】取材・調査受付票	79
【様式 16】避難所内で取材・調査をされる方へ	80
【様式 17】落とし物リスト	81
【様式 18】支援受入れ一覧表	82
【様式 19】受付メモ	83
【様式 20】避難所運営日誌	84
【様式 21】個別引き継ぎ事項	85
【様式 22】避難所利用者名簿（手書き用）	86
【様式 23】避難所利用者名簿（公開用）	87
【様式 24】避難所利用者名簿（詳細版：エクセル管理用）	88
【様式 25】避難所状況報告書（初動期）	89
【様式 26】避難所状況報告書〔第 報〕	90
【様式 27】物資依頼伝票	91
【様式 28】食料・物資受入れ簿	92
【様式 29】物資ごとの受入れ・配布等管理簿	93
【様式 30】物資の給与状況（まとめ表）	94
【様式 31】食料依頼伝票	95
【様式 32】食料管理表	96
【様式 33】避難所の火災予防のための自主検査表	97
【様式 34】派遣職員依頼書	98
【様式 35】ボランティア支援申込用紙	99
【様式 36】ボランティア受付票	100
【様式 37】ボランティア受入れ票	101
【様式 38】ボランティアの皆様へ（ボランティア活動時の注意事項）	102
【様式 39】避難所の設備、備蓄物資一覧表	104

第1章 目的と基本方針

1. 目的

このマニュアルは、広域避難場所の避難所開設・運営を円滑に実施するための手引書として作成します。

2. 避難所を運営するための4つの基本方針

避難所が、地域の人々の安全を確保し、生活を再建するための地域の防災拠点として機能することをめざします。

- ・避難所は、被災の危険性が低く、住民が安全に避難できる施設を提供します。
- ・避難所は、災害で住家に被害を受けた人や、電気、水、ガスなどライフラインの機能が途絶して生活が困難になった人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）が生活できるよう、必要な支援を行います。
- ・避難所での生活支援の主な内容は以下の4つです。
 - 生活場所の提供
 - 水・食料、物資の提供
 - 衛生的環境の提供
 - 生活・再建情報の提供
- ・生活支援を的確に行うため、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）の情報を、家族（世帯）単位で登録します。
- ・安否確認のための個人情報、事前に公開の可否を確認し公開してもよいとした人の分のみ公開します。
- ・避難所においても、できるだけプライバシーが確保できるよう努めます。
- ・生活支援は公平に行うことを原則とします。ただし、高齢者、障害者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦、乳幼児、女性、子ども、外国人など、特に配慮する必要がある人には、必要に応じて優先順位をつけ、個別に対応します。

避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後はすみやかに閉鎖します。

- ・避難所は、地域のライフラインの復旧状況に合わせて統廃合などを行い、避難所となる施設の本来業務の早期再開に努めます。
- ・避難所閉鎖後、住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受入れ施設で対処します。

避難所では、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）の自主運営を原則とします。

- ・避難所の運営を、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人を含む）が自主的に行うことができるよう、地域（町内会、自治会など）の役員や自主防災組織の長など避難所を利用する人の代表者や町担当職員、施設管理者などで構成する委員会を設置し、運営に関わる事項を協議、決定します。
- ・委員会の構成員には、女性を入れるなど、避難所運営に多様な立場の人々の意見が反映されるようにします。
- ・避難所では、人々の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、避難所でのルールを遵守します。


【様式4】避難所でのルール

- ・避難所の運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、年齢や性別に関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人々が避難所の運営に参画できるよう、交替や当番などにより対応することとします。
- ・避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）は、受入れた部屋やブロック（10世帯程度）ごとに「組」を組織し、避難所の運営に参加してください。

避難所の後方支援は、町災害対策本部が主に行います。

- ・避難所は、食料、物資などの配給を受けるため、町災害対策本部と定期的に連絡をとります。
- ・避難所では、町災害対策本部から派遣された保健師、福祉部門や衛生部門の職員などの支援を受け、被災者の心身の健康管理を行います。
- ・避難所は、避難所以外の場所に滞在する被災者の生活支援などを行う地域の拠点施設として機能するよう、町災害対策本部に対し必要な支援を要請します。

第2章 避難所の開設から撤収までの流れ

活動時期	業務の流れ
	
<p style="text-align: center;">1. 初動期 (災害発生当日)</p> <p>災害発生時の混乱の中で住民の安全を確保し、避難所を開設する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> [1] 安否確認 (P5) <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害が起きたとき (2) 災害がおさまったら (3) 避難した場所で [2] 避難所となる施設の建物や設備の安全確認 (P6) <ul style="list-style-type: none"> (1) 建物周辺の確認 (2) 建物の確認【地震の場合】 (3) 設備の確認 [3] 施設管理者との打合せ (P7) <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用できる場所の確認 (2) 立ち入りを禁止する場所の指定 (3) 利用できる設備や資機材等の確認 [4] 避難所運営のために使う場所の指定 (P8) [5] 避難してきた人々の受入れ場所の指定 (P9) [6] 避難してきた人々の受付 (P10) <ul style="list-style-type: none"> (1) 受付の設置 (2) 利用者登録 (3) 人数の把握 [7] 利用者の組分け (P10) <ul style="list-style-type: none"> (1) 「組」づくり (2) 「組」内の人の把握 [8] 町災害対策本部への連絡 (P11) [9] 情報収集・伝達手段の確保 (P11) [10] 備蓄している水や食料、物資の確認・配給 (P12) <ul style="list-style-type: none"> (1) 状態や数を確認 (2) 配給 [11] 安全対策 (P12) [12] 遺体の一時受入れ (P12)

活動時期	業務の流れ
<p style="text-align: center;">2．展開期 (2日目～1週間程度)</p> <p>避難所を利用する人たちが主体となって運営できるよう、避難所運営委員会を組織する(平時から組織されている場合、その組織を元に活動を行う。)</p>	<p>[1] 避難所などの運営のための業務【展開期】 (P14)</p> <p>[2] 組の代表者(組長)選出 (P14)</p> <p>[3] 避難所運営委員会の設置 (P15)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 構成員の選出 (2) 会長、副会長の選出 (3) 運営規約、避難所のルールの作成、掲示 (4) 運営班で行う業務の検討 (5) 避難所運営委員会の業務</p> <p>[4] 各運営班の設置 (P16)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 班員の選出 (2) 班長の決定 (3) 各種業務の実施</p> <p>[5] 役割の明示 (P16)</p>
<p style="text-align: center;">3．安定期 (1週間目～3週間程度)</p> <p>人々の要望が多様化する時期。避難生活の長期化による心身の機能の低下に注意</p>	<p>[1] 避難所運営のための業務の継続【安定期】 (P18)</p>
<p style="text-align: center;">4．撤収期 (ライフライン回復時)</p> <p>避難所の集約や統廃合などにより、施設本来の業務再開準備を行う。</p>	<p>[1] 避難所の統合・閉鎖に向けた準備 (P19)</p> <p>[2] 統合・閉鎖に向けた説明会の開催 (P19)</p> <p>[3] 避難所の閉鎖準備 (P19)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 引継ぎ (2) 片付け</p> <p>[4] 避難所の閉鎖 (P19)</p>

1 . 初動期（災害発生当日）の対応

大規模な災害が発生した直後の混乱した状況で、地域の人々の身体や生活を守るためには、消防や町役場などの職員だけではなく、地域の皆さんの協力が不可欠です。

特に避難所では、地域（自治会・町内会など）の役員や自主防災組織の長などを中心に、住民自らが主体となり、施設管理者や町担当職員と協力して、避難所を利用する人々の様々な事情に配慮しながら、運営することが期待されます。

避難所の開設

町の避難所担当職員や施設管理者が不在で、かつ緊急の場合は避難した地域（町内会、自治会など）の役員や自主防災組織の長が、本マニュアルに基づき開設することとなります。

ただし、設備の使用などについては必ず施設管理者の判断を仰いでください。

業務体制

業務を安全かつ確実にを行うため、原則、2人1組など複数で行ってください。

初動期の業務の流れ

〔1〕安否確認

（1）災害が起きたとき

自分と家族の安全を確保する。

<安全確保の例>

- ・地震で揺れている間：自分の身を守る行動をとる
- ・浸水の危険があるとき：安全な場所又は上層階に逃げる など

（2）災害がおさまったら

隣近所に声をかけあい、助け合いながら避難場所へ移動。

避難行動要支援者名簿などで、自力で逃げるのが難しい人のもとへ行き、安否を確認する。

<避難行動要支援者>

高齢者、障害者、乳幼児など、自力で逃げるのが困難な人や、避難情報をもとに判断することが難しい人のこと。

自力で逃げるのが難しい人を避難させるための計画（個別計画）などに基づき、避難行動を支援する。

<自力で逃げるのが難しい人を避難させるための計画（個別計画）>

自力で避難することが難しい人を避難させるために、名簿情報をもとに町が中心となって、避難の具体的な方法などについて個別にまとめた計画のこと。

（3）避難した場所で

避難した人を地区や町内会などの班ごとに確認する。

地域の人々の安否情報を収集し共有する。

けがをした人や、病気の人はいないか確認する。

該当者がいれば、病院や福祉避難所に搬送する。

生活支援を行うため、自宅に戻る人も避難所での利用者登録が必要なことを伝える（できれば避難所利用者登録票を配布し記入してもらう。）

【様式9】避難所利用者登録票（表面）

余裕があれば、避難してきた人々から地域の被害状況を聞き取る。

〔 2 〕 避難所となる施設の建物や設備の安全確認

避難所となる施設の管理者とともに、建物の安全確認を行う。

建物の安全確認がすむまでは、危険なので、中に入ることはできないことを伝え、屋外の安全な場所で待機する。

(1) 建物周辺の確認

火災が発生している。

建物が浸水している。

建物全体が沈下している。

ガスくさい（ガス漏れしている。）。

1つでも該当すれば、危険なので、施設は使用しない！

町災害対策本部に連絡する。

(2) 建物の確認【地震の場合】

被災建築物応急危険度判定士がいる場合は、応急危険度判定を行う。

< 応急危険度判定 >

大きな地震が起きた後、余震などによって建物が倒壊したり、壁や窓ガラスが落下したりする危険性を判定し、人の命に関わる二次的災害を防止することを目的とした制度。

応急危険度判定は、県が養成・登録した被災建築物応急危険度判定士（自治体職員や、民間の建築士のボランティア）が行う。

被災建築物応急危険度判定士がいない場合、避難所となる施設に合わせた様式を用いて建物の外観などから安全確認を行う。

屋内運動場（体育館）

【様式 2】震災後の余震に備えた緊急点検チェックリスト

屋内運動場（体育館）用

その他の施設

【様式 3】建物の構造別チェックシート

施設が「危険な状態」や「注意を要する状態」と判定された場合

危険なので施設は使用しない！

屋内に避難者がいる場合は、屋外の安全な場所へ誘導する。

「危険」の紙を貼り、建物内への立ち入りを禁止する。

町災害対策本部に避難所が使用できないことを連絡する。

建物の被害がみられない場合

町災害対策本部に緊急点検の結果を報告する。

応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 設備の確認

設備	確認項目	使えない場合の対処
ガス	ガス臭くないか ガス器具に損傷はないか	窓を開け、ガス栓を閉める ガス、電気、火は使用しない
電気 ガス漏れ がない場合のみ	電灯はつくか 電気器具から異音・異臭はしないか、水につかった形跡はないか	発電機や照明機器など設置 異常のある電気器具は使用しない
水道	水は流れるか にごりや異臭はないか(できれば水質検査を実施) 漏水していないか	飲料水の備蓄はあるか 井戸やプールなど生活用水として利用できる水はないか

設備	確認項目	使えない場合の対処
電話	通話できるか FAXが使えるか メールは使えるか インターネットはつながるか	他の伝達手段（携帯電話、自転車やバイクなど）を確認 町村災害対策本部に通信手段（特設公衆電話など）を要請
放送	放送設備や無線は使えるか	拡声器・メガホンなどを利用
トイレ	室内は安全か（落下物など危険はないか） 便器は使用可能か（破損はないか） 下水は流れるか 水（上水）は出るか 周辺は断水していないか	井戸やプール、河川の水を汲み置きして排泄後に流す。トイレトペーパーは詰まる原因となるので、流さず、ゴミ袋に集めて処分する 室内が安全ではなく、便器が破損しているような場合は、トイレは使用禁止とし、災害用のトイレを設置する

〔3〕施設管理者との打合せ

建物や施設の安全確認の結果も踏まえ、施設管理者と協議する。

避難所の運営について施設独自のマニュアルがある場合は、そのマニュアルに従って対応する。

（1）利用できる場所の確認

施設管理者に、避難所として利用できる場所と、避難した人々の受入れ場所として開放する順序を確認する。なお、平時から避難所運営員会等で利用場所決めている場合には、その内容をもとに実施する。

< 避難所として利用できる場所 > 施設の管理者と相談して記入

順序*	場所の名前 (体育館など)	階数	受入れ 可能人数	メモ
1		階	約 人	
2		階	約 人	
3		階	約 人	
4		階	約 人	
5		階	約 人	
6		階	約 人	
7		階	約 人	
8		階	約 人	
9		階	約 人	
10		階	約 人	

*受入れ場所として開放する順序

< 開放する順序を決める際の注意 >

長期受入れとなる場合も考え、施設の本来業務を再開する際に支障のない場所から優先的に指定する。(例：体育館 特別教室 教室)

(2) 立ち入りを禁止する場所の指定

危険な場所や避難所として利用できない場所などを立ち入り禁止にする。

出入口をロープで封鎖する、「立入禁止」の張り紙を貼るなど

< 避難者の受入れや立ち入りを制限する場所の例 >

指定区分	具体的な場所の例	理由
立入禁止	応急危険度判定や安全点検で「危険」や「要注意」と判定した場所	余震などによる二次災害の防止
立ち入りを制限	職員室、事務室、施設管理者の部屋など	個人情報あり 施設の本来業務を再開する拠点ともなる
	理科実験室、工作室など	危険な薬品・設備あり
	保健室や医務室、放送室、会議室、給食室や調理室、給湯室、倉庫など	避難所運営に利用
	屋外の一部	自衛隊など、外からの救援者が利用する可能性あり
占有禁止	玄関、廊下、通路、階段、トイレなど	共有空間 避難経路の確保

(3) 利用できる設備や資機材等の確認

避難所の設備、備蓄物資一覧表を参考に、施設管理者に、利用できる設備や資機材の数や保管場所、使用上の注意などを確認する。

【様式 39】避難所の設備、備蓄物資一覧表

〔4〕避難所運営のために使う場所の指定

施設管理者と相談し、場所を指定する。

指定した部屋や場所に、張り紙などをして表示する。

運営のために必要な場所		使う部屋や設置する場所
医療・福祉	救護室	
	福祉避難室（ベッドルーム）	
	要配慮者用トイレ	
生活環境	災害用トイレ	男性用 女性用
	更衣室	男性用 女性用
	手洗い場	水がなければ手指消毒用アルコールを設置
	風呂、洗濯場	生活用水確保後に設置
	ごみ置き場	
	ペットの受け入れ場所	避難所でペットを受け入れる場合
	談話室	展開期以降施設に余裕があれば設置

	運営のために必要な場所	使う部屋や設置する場所
食料・物資	荷下ろし、荷捌き場所	
	保管場所	
育児・保育	授乳室	
	おむつ交換場所	
	子ども部屋	
運営用	避難所運営本部	
	総合受付	
	相談室（兼 静養室）	
	外部からの救援者用の場所	

〔 5 〕 避難してきた人々の受入れ場所の指定

避難所運営委員会等の平時からの活動で既に決めてある受入れ方針や優先順位などを確認する。

以下のポイントに注意しながら、受入れ場所を決める。

< 受入れのポイント >

通路の確保	車いすも通れるよう幅 120cm 以上の通路を確保し、各世帯の区画が必ず 1 箇所は面するようにする。
地域でまとめる	世帯単位で受入れ、なるべく顔見知りが集まれるよう自治会、町内会など居住する地域ごとの配置になるよう配慮する。
配慮すべき人を優先的に受入れる場所の検討	避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法を参考に、災害時に配慮が必要な人を優先的に受入れる場所を検討し、あらかじめ指定する。 できれば個室も確保し、避難所利用者の状況から優先順位を定め、本人や家族の希望も聞いた上で個室の利用を促す。

【参考資料 1】 避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法

< 避難者の受入れに際し 1 人あたりに必要な面積（参考） >

4 m ² /人	緊急対応	避難者の居住スペース（2 m ² 程度）に加え、運営委員会の事務、物資の集積等に使用されるスペースなどを含んで算出したもの
8 m ² /人	避難所生活の長期化	上記に加え、炊出し、更衣、洗濯、談話のためのスペースなどを含んで算出したもの

ここでの面積は有効建物面積（建築基準法の床面積ではなく、階段や柱などのほか、固定された棚の配置などにより居住スペースとして使用できない面積を差し引いた面積）を指す。

〔 6 〕 避難してきた人々の受付

(1) 受付の設置

机、いすを設置し、受付をつくる(「受付」と表示する。)

筆記用具や、受付に必要な様式を用意する。

避難所の看板などを表に設置し、避難所を開設したことを知らせる。

避難者の人数が少ない場合は、受付に順番に並んでもらう。

避難者の人数が多い場合は、町内会や自治会などの役員の協力を得ながら、地域ごとに様式を配布して取りまとめてもらう。

(2) 利用者登録

世帯ごとに避難所利用者登録票を記入してもらう(避難所でペットを受入れる場合、ペット同伴者の情報は、ペット登録台帳にも記入)。

【様式 9】避難所利用者登録票(表面)

【様式 11】ペット登録台帳

避難所以外の場所に滞在する人の状況を把握するため、自主防災組織、町内会・自治会などの役員、民生委員・児童委員に協力してもらい、戸別に見回りを行う。見回りの際に、避難所利用者登録票に記載してもらう。

< 登録時の注意 >

- ・食料や物資の支給などの支援は登録票に基づき避難所で行われるので、避難所以外の場所に滞在する人も記入するよう伝える。
- ・安否確認の問い合わせに対応するため、住所と氏名を公開してよいか確認する。
- ・運営協力のため、特技や資格も記入してもらうよう協力を求める。
- ・高齢者、障害者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦、乳幼児、女性、子ども、外国人など、避難生活で特に配慮を要することがあるか確認する。特に在宅等避難所以外に滞在する人については、自力で物資を取りにくることができるか、確認をする。

(3) 人数の把握

避難所利用者登録票をもとに、避難所利用者(避難所以外に滞在する人も含む)の人数や世帯数を把握する。

【様式 9】避難所利用者登録票(表面)

〔 7 〕 利用者の組分け

(1) 「組」づくり

避難所利用者の取りまとめを行うため、町内会や自治会などの役員の協力を得て、組分けをする(車中・テント生活者や、在宅など避難所以外の場所に滞在する人も可能な限り組を編成する。)

つくった組を避難所利用者でつくる組分け表にまとめる。

【様式 8】避難所利用者でつくる組分け表

余裕があれば、各組ごとに取りまとめを行う代表者(組長)を決めてもらう。

【参照 P14】〔 2 〕 組の代表者(組長)の選出

< 組のつくりかた >

- ・居住地域や血縁関係など、顔見知りが集まることができるよう配慮する。
- ・部屋単位など 10 世帯程度で分ける。
- ・高齢者だけとなるような編成は避ける。
- ・通勤者や旅行者などの帰宅困難者は、地域の人と別の組にする。

(2) 「組」内の人の把握

食料、水、物資を組ごとに配布するため、組内の人数を把握する。

組内の人の健康状態を確認し、けが人や病人がいる場合は、病院に搬送するか、町災害対策本部に医師の手配を要請する。

〔8〕町災害対策本部への連絡

利用者に配給する食料・物資の調達など、避難所での必要な支援を受けるため、避難所状況報告書（初動期）を用い、FAX、電話、伝令などで、町災害対策本部に連絡する。

【様式1】避難所開設・運営のための緊急連絡先

【様式25】避難所状況報告書（初動期）

<連絡のタイミング（例）>

第1報：参集後、すみやかに

第2報：参集後、約3時間後

第3報：参集後、約6時間後

第4報以降は避難所状況報告書を用いて、毎日 時など、定期的に連絡する。

【様式26】避難所状況報告書〔第 報〕

〔9〕情報収集・伝達手段の確保

出入口や受付など避難所利用者が見やすい場所に情報掲示板をつくり、避難所のルールを掲示する。

【様式4】避難所でのルール

情報収集・通信手段の確保・設置につとめ、情報を収集する。機材などがない場合は町災害対策本部に要請する。

<初動期に必要な情報・機材など>

初動期に必要な情報	必要な機材など	調達元
安否情報	防災無線（電話・FAX）	防災倉庫
医療救護情報	電話（衛星電話、携帯電話）	事務室
被害情報	FAX（2台（1台は聴覚障害者専用））	室
ライフラインなどの復旧情報	パソコン	…
水・食料など生活物資の供給情報	テレビ（文字放送・字幕放送が可能なもの）	…
葬儀・埋葬に関する情報	ラジオ	…
	プリンター	…
	コピー機	…
	拡声器	…
	非常用電源（発電機、バッテリー）	…
	各種電池（予備）	…
	情報収集・連絡用の自転車やバイク	…

〔10〕 備蓄している水や食料、物資の確認・配給

(1) 状態や数を確認

避難所の設備、備蓄物資一覧表を参考に、備蓄している水や食料、物資の状態や数を確認する。

【様式 39】 避難所の設備、備蓄物資一覧表

足りない分は物資依頼伝票や食料依頼伝票で、災害対策本部に要請する。

【様式 27】 物資依頼伝票

【様式 31】 食料依頼伝票

給水地点を確認し避難所利用者の協力を得て飲料水を確保する。

(2) 配給

迅速かつ公平に配給するため、利用者の「組」ごとに配給する。

< 配給の注意 >

- ・数が少ないなど公平に配給できない場合は、けが人や病人、高齢者、乳幼児、妊産婦、障害者などに加え、健康状態や声の出しやすさ、本人や家族・周囲の状況など、避難所を利用する人が抱える様々な事情を考慮した上で優先順位をつけ、個別に対応する。
- ・利用者に、食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べられないものがないか必ず確認し、配給を行う。

〔11〕 安全対策

屋外に設置した災害用トイレなど夜間照明が必要な場所に非常用電源などによる照明を設置する。

女性や子どもに対する暴力防止や不審者排除のため、2人1組で夜間の見回りを行う。

必要に応じて、香取警察署（小見川幹部交番）に巡回や女性警察官の派遣を依頼する。

〔12〕 遺体の一時受入れ

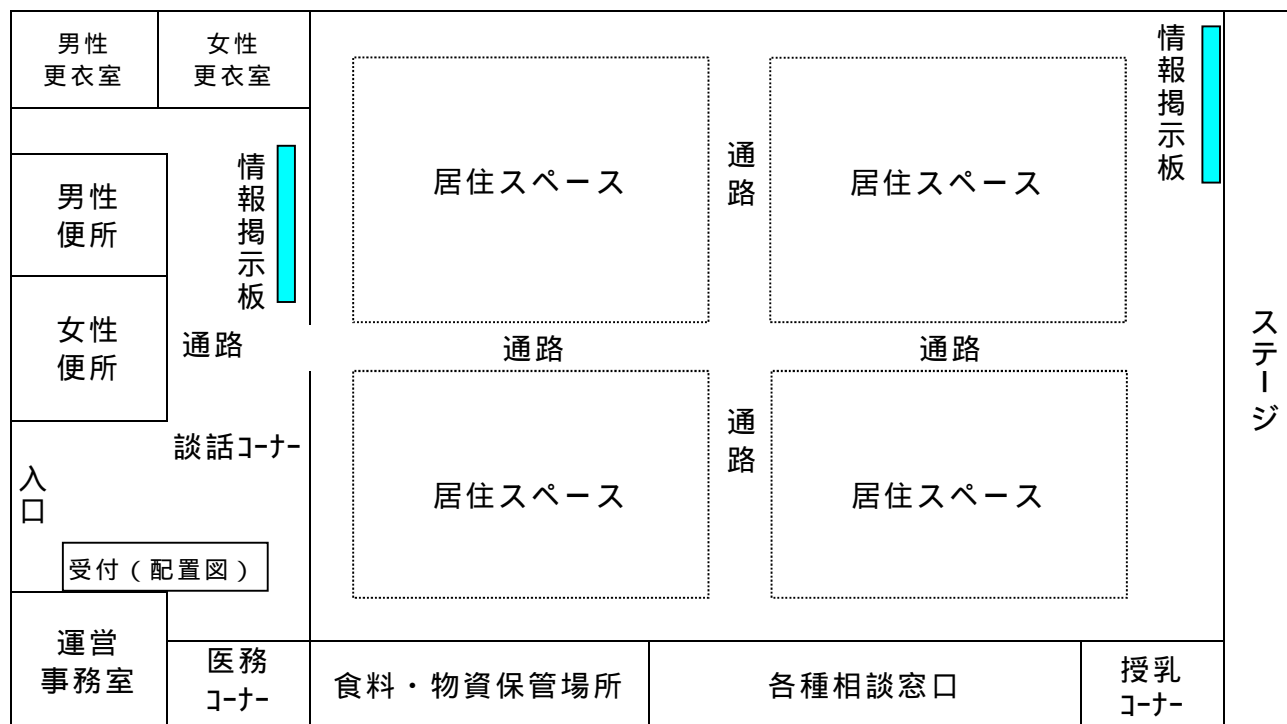
原則、避難所には遺体を受入れないこととするが、やむを得ないときは町担当職員、施設管理者、避難所利用者が協力して遺体の一時受入れを行う。

遺体の受入れ場所は、避難所利用者の受入れ場所とは別とする。

遺体を受入れた場合は、町災害対策本部に遺体に関する情報を報告するとともに、遺体安置施設までの搬送方法等について相談する。

遺体を受入れた場所には、遺体搬出後も避難所利用者を入れない。

レイアウトイメージ例



屋外に設置

炊出し、喫煙所、遺体安置場所、仮設トイレ、風呂、洗濯場、ゴミ置場、ペット飼育場所、駐車場 など

レイアウトに当たっての再確認ポイント

みんなが活動しやすい場所に ……まず、通路をつくる！

プライバシーを配慮 ……男女別更衣室は重要！

みんなに情報が行き届くように ……見える化を意識！

複数の掲示板や立て看板等の工夫

トイレが使いやすいように ……要配慮者は通路側に！

季節によって他に考えておくべきこと

適切な水分補給ができるように（特に夏）…給水所の設置！

効率的に暖がとれるように（特に冬）…暖房器具の設置！

2. 展開期（2日目～1週間程度）の対応

大規模な災害が発生した直後の混乱した状況で、地域の人々の身体や生活を守るためには、消防や町役場などの職員だけではなく、地域の皆さんの協力が不可欠です。

特に避難所では、地域（自治会・町内会など）の役員や自主防災組織の長などを中心に、住民自らが主体となり、施設管理者や町担当職員と協力して、避難所を利用する人々の様々な事情に配慮しながら、運営することが期待されます。

業務体制

避難所運営委員会を設置するまでの間は、初動期と同様、町担当職員、施設管理者、自治会、町内会、民生委員など地域の役員、自主防災組織の長などが協力して実施します。

避難所運営委員会を設置した後は、避難所運営委員会と各運営班が、自主的かつ円滑な避難所運営の主体となります。

展開期の業務の流れ

〔1〕避難所などの運営のための業務【展開期】

大規模地震が起こった後に応急危険度判定を実施していない場合、町災害対策本部に応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。

【参照 P6】〔2〕避難所となる施設の建物や設備の安全確認

避難所運営委員会や各運営班を設置するまで、町担当職員、施設管理者、自治会、町内会、民生委員など地域の役員、自主防災組織の長が協力して、各運営班の業務を参考に対処する。

平時から避難所運営委員会等の組織が出来ている場合には、その組織を元に対応する。

避難所運営委員会や各運営班を設置後、すみやかに業務を引き継げるよう、対応状況などを個別引き継ぎ事項に記入し、名簿などの書類も整理しておく。

【様式 21】個別引き継ぎ事項

〔2〕組の代表者（組長）の選出

避難所利用者で編成した組ごとに代表者（組長）、副代表（副組長）を選出してもらう（車中・テント生活者や、避難所以外の場所に滞在する人たちの組からも組長等を選出する。）。副組長は組長を補佐します。

<代表者（組長）の選出>

- ・組長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、なるべく委員会への出席が可能な人を選ぶ。
- ・特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する。交替時には引き継ぎを行う。

<代表者（組長）の役割>

- ・組内の意見を取りまとめ委員会に報告する。
- ・委員会や各活動班での決定事項は、避難所利用者の事情に配慮した広報の例（避難所運営委員会及び各運営班の業務）を参考に、組内全員に伝達する。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

- ・委員会や各運営班の決定を受け、炊出しや水の確保、共有スペースの掃除などは、組ごとに当番制で行う。

- ・ 組ごとに配布される食料や物資を受領し、組内に配布する。
- ・ 組内に支援が必要な人（高齢者や障害者など）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。
- ・ 掃除や環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う。

〔 3 〕 避難所運営委員会の設置

（ 1 ） 構成員の選出

避難所利用者で編成した組の代表者、自治会・町内会・民生委員など地域の役員や自主防災組織の長、ボランティアその他の避難所利用者の代表（女性、高齢者、子ども、障害者、外国人など、災害時に配慮が必要な人やその家族からも選出）、町担当職員、施設管理者が集まり、避難所運営委員会規約（案）を参考に、できるだけすみやかに避難所運営委員会を組織する。

【様式 6】 避難所運営委員会 規約（案）

< 避難所運営委員会の構成員選出の際の注意 >

- ・ 構成員のうち、女性の割合が少なくとも 3 割以上となるよう努める。
- ・ 原則、ボランティアは構成員としない。ただし、委員会に認められた場合のみ出席・発言ができる。
- ・ 避難所運営委員会に出席する組長の数が多い場合は、互選で決定する。ただし、車中・テント生活をする人々の組でつくる組長や、避難所以外の場所に滞在する人々でつくる組の組長は、必ず 1 名ずつ出席できるよう努める。

（ 2 ） 会長、副会長の選出

避難所運営委員会の構成員の中から、会長、副会長を選出する。なお、会長・副会長のいずれかに女性を選出するよう努める。

（ 3 ） 運営規約、避難所のルールの作成、掲示

避難所運営委員会規約（案）をもとに避難所運営に必要な事項を検討し、運営規則を作成する。また、避難所でのルールにも追記する。

【様式 6】 避難所運営委員会 規約（案）

【様式 4】 避難所でのルール

運営規約は情報掲示板に貼るなどして、避難所を利用する人全員（避難所以外の場所に滞在する人も含む）に確実に伝わるようにする。

（ 4 ） 運営班で行う業務の検討

避難所運営委員会は、避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、各運営班の業務を参考に検討し、運営班を設置する。

【参照 P21 ~】 各運営班の業務

班名	主な活動内容
総務班	総合受付（入退所など各種手続き、苦情相談対応）、避難所運営日誌の作成、避難所運営委員会の事務局、名簿管理、利用者数の把握、安否確認、取材等への対応
情報班	避難所内外の情報収集・伝達・発信、災害対策本部への連絡
施設管理班	避難所のレイアウトの作成、施設・設備の点検・故障対応、防火・防犯対策
食料・物資班	食料・物資の調達・受入れ・管理・配給、炊出し対応（避難所外の被災者への対応も含む）
保健・衛生班	衛生管理（トイレ・ごみ・風呂・ペット）、健康管理（避難所外の被災者への対応も含む）

班名	主な活動内容
要配慮者班	高齢者、障害者、難病患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策を行う。
支援渉外班	ボランティアなどの人的支援の受入れ、管理
その他	その他、必要に応じて班を編成する。

(5) 避難所運営委員会の業務

避難所運営委員会は、避難所運営委員会の業務を参考に、避難所の運営を行う。

【参照 P20】避難所運営委員会の業務

〔4〕各運営班の設置

(1) 班員の選出

運営班の班員は、各組長の協力のもと、本人の意思を確認した上で各組から選出する。

< 班員選出の際の注意 >

- ・ 避難所利用者登録票の特技・免許欄などを参考に、子どもから高齢者まで、年齢や性別に関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人々が運営に参画できるようにする。

【様式 9】避難所利用者登録票（表面）

- ・ ただし、本人の意思を尊重し、強制はしないこととする。
- ・ 特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交替する。交替時には引き継ぎを行う。
- ・ 男性だから、女性だからという固定観念に縛られることなく、本人の希望を聞き、業務を割り振る。ただし、女性用の物資の受け渡しや女性からの要望を聞き取りやすいよう、総務班、要配慮者班、食料・物資班には女性を入れるよう努める。

(2) 班長の決定

班員の互選により、各運営班の班長を決める。

< 班員選出の際の注意 >

- ・ 班長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、なるべく委員会への出席が可能な人を選ぶ。
- ・ 特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交替する。交替時には引き継ぎを行う。

(3) 各種業務の実施

各運営班の業務を参考に、業務を実施する。

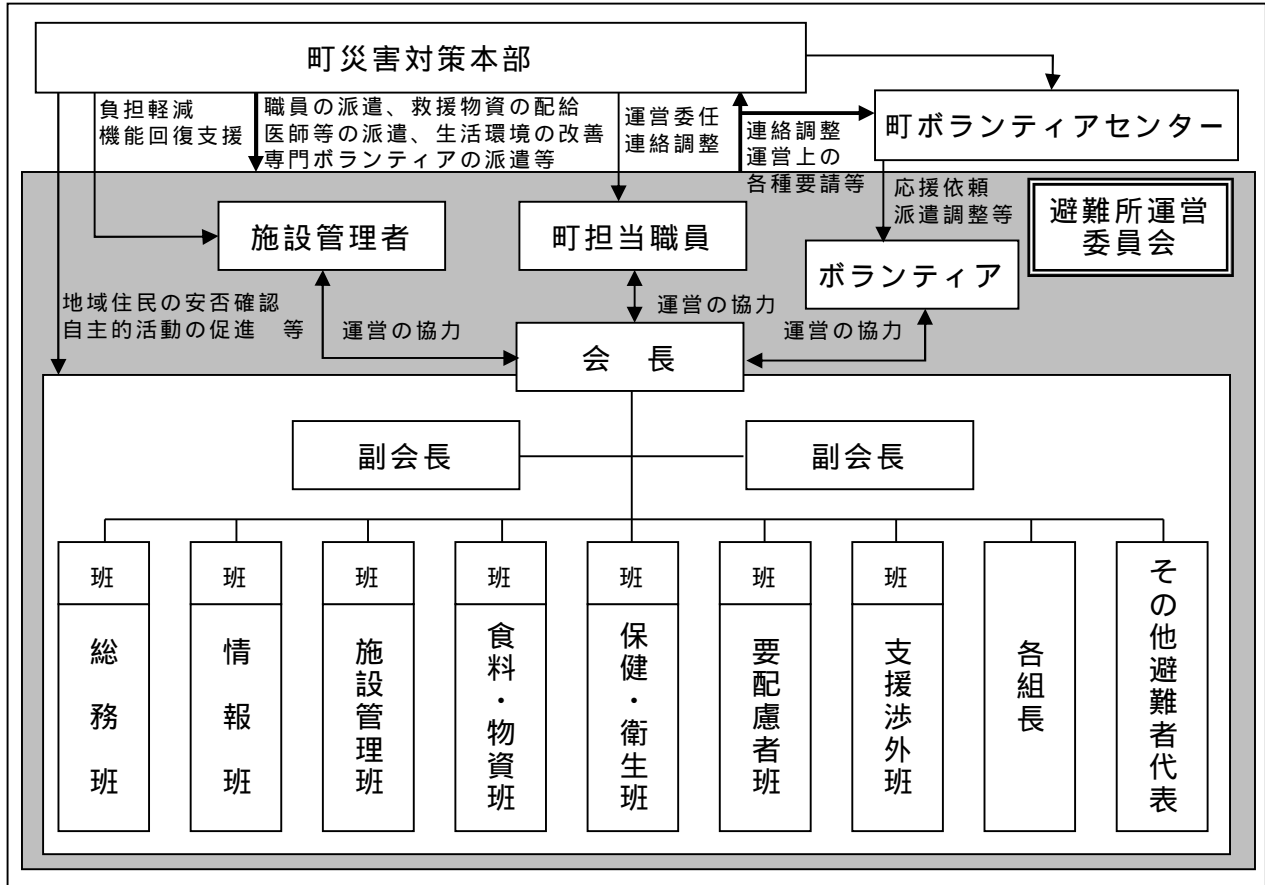
〔5〕役割の明示

委員会の役割や構成員、運営班の役割や班編成・班員などを避難所を利用する人に知らせるため、避難所運営委員会等名簿に記入し、情報掲示板に掲示する。

【様式 7】避難所運営委員会等名簿

委員会や運営班の構成員は、見分けやすいように腕章や名札、ビブス（ゼッケン）などの目印を身につける。

避難所運営組織例



3. 安定期（1週間目～3週間程度）の対応

安定期は、避難所運営の仕組みや規則が定着し、生活に落ち着きが戻る一方、被災者の要望や求める情報などが多様化・高度化する時期でもあり、柔軟に対応する必要があります。一方で、自宅や仮設住宅などへの移動により避難所を利用する人が減少するため、避難所の運営体制を再構築するとともに、避難所を撤収するための準備を進める時期でもあります。

なお、避難生活の長期化に伴い、被災者のこころや身体の抵抗力が低下する時期でもあるため、注意が必要です。

業務体制

避難所利用者の自主運営の原則に基づき、避難所運営委員会と各運営班が、自主的かつ円滑な避難所運営の主体となります。

ただし、避難所を利用する人の減少に伴い、運営体制を再構築する必要があります。

安定期の業務の流れ

〔1〕避難所運営のための業務の継続【安定期】

避難生活の長期化に伴う避難所利用者と運営側の健康状態などに注意しながら、避難所運営委員会、各運営班の業務を参考に運営する。

【参照 P21～】各運営班の業務

<安定期に注意するポイント>

主な内容		担当する班と該当項目	
避難所生活長期化に伴う避難所利用者のニーズの変化に伴う対応	被災者支援、生活再建情報の提供	情報班	7
	各種相談窓口の設置調整		8
	避難生活の長期化に伴う必要物資の確保	食料・物資班	9
	避難所内の秩序維持の強化	施設管理班	5～9
避難所利用者と運営側の身体とこころのケア対策	各種イベントの企画・実施	総務班	1 2
	衛生管理の強化	保健・衛生班	4
	こころのケア対策		7
	運営側の健康管理		6、7
	福祉避難所、医療機関などへの移送	要配慮者班	8
	生活場所の整理、プライバシー確保	施設管理班	3
	避難所以外の場所に滞在する人の健康管理		保健・衛生班
要配慮者班			3
避難所利用者の減少などに伴う運営体制の見直し	運営体制の見直し	避難所運営委員会	2
	ルールの見直し	総務班	11
	配置変更にかかる見回り場所の見直し	施設管理班	6

災害発生から7日以内に避難所を閉鎖する見込みがたたない場合は、すみやかに町災害対策本部に連絡する。

4 . 撤収期（ライフライン回復時）の対応

撤収期は、電気・ガス・水道などのライフライン機能が復旧することにより、地域の本来の生活を再開することができる時期です。

住居をなくした人は、より生活環境の整った応急仮設住宅などの長期受入れ施設に移動してもらい、避難所を段階的に統合・閉鎖することで、施設の本来業務を再開させる準備を行います。

業務体制

避難所運営委員会は、避難所利用者の生活再建を重視し、避難所の統合・閉鎖に伴う避難所利用者の合意形成を図りながら、避難所となった施設の原状回復を行います。

安定期の業務の流れ

〔 1 〕 避難所の統合・閉鎖に向けた準備

ライフラインの回復状況などから、避難所の縮小・統廃合の時期、閉鎖後の対応などについて、町災害対策本部と協議する。

避難所を統合する場合は、移動の日時や方法、荷物などを搬送するための車両や人員の確保などについても、町災害対策本部と協議する。

〔 2 〕 統合・閉鎖に向けた説明会の開催

避難所の統合・閉鎖に当たり、町が説明会を開催するなどして、避難所利用者の事情に配慮した広報の例（避難所運営委員会及び各運営班の業務）を参考に、避難所利用者全員に伝え了解を得る。

【参考資料 2】 避難所利用者の事情に配慮した広報の例

説明会を開催する場合は、事前に情報掲示板や各組長などを通じて、避難所利用者の事情に配慮した広報の例（避難所運営委員会及び各運営班の業務）を参考に、在宅避難者等を含めた避難所利用者全員に伝える。また、説明会に参加できない人などにも、確実に情報が伝わるようにする。

【参考資料 2】 避難所利用者の事情に配慮した広報の例

〔 3 〕 避難所の閉鎖準備

（ 1 ） 引継ぎ

避難所の統合・閉鎖に当たり、避難所利用者の情報などを円滑に引き継ぎることができるよう避難所運営委員会、各運営班などの協力を得て、避難所の運営・管理に関する情報や書類を集約する。

集約した情報や書類などは、町災害対策本部に提出する。

（ 2 ） 片付け

避難所運営委員会、各運営班、避難所利用者、町担当職員、施設管理者は協力して、施設全体の清掃や使用した設備の返却、整理整頓を行う。

片付けのための人手が足りない場合は、町災害対策本部に対し、職員やボランティアの派遣を要請する。

〔 4 〕 避難所の閉鎖

避難所運営委員会は、避難所閉鎖の日に解散する。

平時から避難所運営委員会を組織している場合には、平時の活動に戻る。

第3章 避難所運営委員会及び各運営班の業務

1. 避難所運営委員会の業務

〔1〕定例会議の開催 展開期～

避難所内の状況を把握し、相互の意見交換を行いながら、避難所の運営に必要なことを決めるため、毎日、定例会議を開催する。

(朝夕1日2回程度)

会議の結果、各運営班の要望、連絡事項など、町災害対策本部へ報告する内容をまとめる。

<定例会議の主な内容>

- ・組長や各運営班から情報の収集・共有
- ・避難所利用者からの要望、苦情、意見の共有、対応方針の決定
- ・避難所利用者のうち、特に配慮する必要がある人に関する情報の共有、対応方針の決定
- ・トイレや共有スペースの掃除など、各組が交替で行う業務の内容や当番順の決定
- ・避難所内の規則や運営方針など避難所の運営に必要な事項の協議・決定
- ・町災害対策本部からの情報の共有、要請内容などの調整・決定
- ・他関係機関の支援活動情報の共有
- ・災害が発生した場合の対応

〔2〕運営体制の見直し 展開期～

避難所利用者の数や避難所内の配置状況を把握し、避難所利用者でつくる組や避難所運営委員会、各運営班などの運営体制を見直し、再構築する。

必要に応じて、町災害対策本部に職員等の派遣を要請するほか、自宅などに戻った被災者(地域(自治会、町内会など)の役員や自主防災組織の長など)にも、引き続き避難所の運営に協力してもらうよう依頼する。

避難所利用者の数やライフラインの復旧状況、避難所となった施設の本来業務の再開状況などから、避難所の集約・閉鎖時期などについて、町担当職員を通じて町災害対策本部と協議する。

2. 総務班の業務

〔 1 - 〕 総合受付（入所の手続き） 展開期～

（1）登録票などへの記入

避難所利用者登録票に記入してもらう。

【様式 9】避難所利用者登録票（表面）

記入者とともに、避難所利用者登録票（裏面）の登録時の注意事項を確認し、本人からの申告事項や聞き取ったことを記入する。

【様式 10】避難所利用者登録票（裏面）

ペット同伴の場合はペット登録台帳にも記入してもらう。

【様式 11】ペット登録台帳

< 登録時の注意 >

- ・様式は世帯（家族）ごとに作成してもらう。
- ・日本語がわからない外国人には、世界地図などを用いて、その人が理解できる言語を確認する（通訳者の派遣要請時に必要）。
- ・記入事項に漏れがないか確認する。

特にチェック！

- ・安否確認の問い合わせに対応するため、住所と氏名を公開してよいか確認する。
- ・運営協力のため、特技や資格も記入してもらうよう協力を求める。
- ・高齢者、障害者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要することがあるか確認する。

（2）利用者への説明、案内

避難所でのルールを説明する（できれば印刷して渡す。）

【様式 4】避難所でのルール

避難所内の配置図で受入れ可能な場所を確認し、場所を割り当てる。

配布する物品（毛布など）がある場合は、人数分手渡しする。

注意

- ・配布した物品は、物資ごとの受入れ・配布等管理簿に記入する。

【様式 29】物資ごとの受入れ・配布等管理簿

受入れ場所まで案内し、組長に紹介する。

退所するときは、受付に寄るよう伝える。

（3）入所後の手続き

避難所内の配置図を修正する。

避難所利用者登録票の裏面に受入れ場所などの情報をメモする。

避難所利用者登録票の情報を、避難所利用者名簿（手書き用）に記入する（パソコンが利用できる場合は、避難所利用者名簿（詳細版：エクセル管理用）に入力する。）

【様式 9】避難所利用者登録票（表面）

【様式 10】避難所利用者登録票（裏面）

【様式 22】避難所利用者名簿（手書き用）

【様式 24】避難所利用者名簿（詳細版：エクセル管理用）

登録後は、登録票を受付番号順にファイルに綴じて保管する。

〔 1 - 〕 総合受付（退所の手続き） 展開期～

（1）退所の申し出があったら

退所の申し出があった場合は、退所届に記入してもらい、以下のことを伝える。

【様式 14】退所届

<退所する人に伝えること>

- ・私物は全て持ち帰ること。
- ・貸出したものは総合受付に返却すること。
- ・使用したスペースは清掃すること。
- ・(事前の申し出の場合)退所の際は必ず受付に立ち寄ること。

(2) 退所日当日

忘れ物がないか、清掃を行ったか確認する(可能であれば、本人と部屋まで同行し、確認する。)

(3) 退所後の手続き

避難所内の配置図を修正する。

退所届の情報を、避難所利用者登録票と避難所利用者名簿に記入する。

【様式 14】退所届

【様式 9】避難所利用者登録票(表面)

【様式 22】避難所利用者名簿(手書き用)

【様式 24】避難所利用者名簿(詳細版:エクセル管理用)

避難所利用者登録票の世帯全員が退所した場合は、退所届と避難所利用者登録票を合わせてステープラー(ホチキス)などでまとめる。

記入後は、退所届を受付番号順にファイルに綴じて保管する。

(4) 申し出なく退去してしまった人がいたら

退所届を提出せずに退去した人がいたら、本人に電話などで確認する。

本人と連絡がつかない場合、避難所運営委員会と相談の上、一定期間張り紙などをした上で、退去扱いとする。

〔 1 - 〕総合受付(落とし物対応) 展開期～

(1) 落とし物を見つけた人がいたら

見つけた場所や状況を聞き、落とし物リストに記入する。

【様式 17】落とし物リスト

メモ用紙などに落とし物の内容を書き、情報掲示板に掲示する。

財布・現金の場合

- ・財布や現金は、すみやかに警察に届ける。
- ・財布や現金を落としたと申し出があったら、警察に届けたと伝える。

それ以外の落とし物の場合

- ・財布や現金以外の落とし物には、落とし物リストと同じ番号をつけて総合受付で保管する(保管期間は3か月程度)。
- ・刀剣類・薬物など(法令で禁止されているもの)は警察に届け出る。
- ・傘や衣類など大量で安価なものや、保管するために不相当な費用を要するものは保管期間(3か月)を待たずに適宜処分する。

(2) 自分のものという申し出があったら(財布・現金以外)

落とした日時や場所、落とし物の特徴を聞き取る(携帯電話の場合は、電話番号を確認する。)

受け渡しをしたら、落とし物リストに日時、氏名、住所、連絡先、受け取りのサインをしてもらう。受付担当は余白にサインする。

情報掲示板に貼っていた落とし物のメモをはがす。

(3) 探し物の申し出があったら

探している物の特徴や失くした時期や場所を聞く。

落とし物リストに該当の物がある場合は(2)と同様に対応する。

ない場合は、氏名や連絡先を聞き取って、メモに記入し、落とし物リストのつづりに貼り付けておく。

- (4) 保管期間(3か月)が経過したら
情報掲示板に貼っていた落とし物のメモを回収し、処分する。
落とし物リストの備考に保管期間満了により処分する旨を記入する。
保管していたものを処分する(処分の仕方は施設管理者に確認する。)

〔 1 - 〕 総合受付(苦情・相談・要望対応) 展開期～

- (1) 相談コーナーの設置
要配慮者班と連携し、総合受付の一角に、利用者からの苦情・相談・要望などを聞く「相談コーナー」を設置する。
設置場所がわかるよう「相談コーナー」と表示する。
- < 相談対応 >
- ・受付時間中は2名以上(総務班:1名、要配慮者班:1名)で対応する(途中で交替してもよい。)
 - ・個別相談が必要な場合は、プライバシーに配慮した相談室などを利用し、必ず2名以上で対応する。
 - ・受付には女性も配置し、女性が相談しやすい環境をつくる。
 - ・苦情、相談、要望への対応後の事務処理は、総務班が行う。
- < 対処に困る場合 >
- ・必ず班長に相談する。
 - ・避難所運営全体に係る内容は、避難所運営委員会の場で相談する。
- < 苦情・相談対応の注意 >
- ・苦情の背景には、「やむを得ず避難生活を送らなければならない」という被災者の気持ちがあることを認識し、誠実に対応する。
 - ・避難所はライフライン復旧までの一時的な受入れ施設であるという基本方針を忘れず、避難所利用者の自立を促すような対応をこころがける。
- (2) 相談対応後の処理
相談コーナーで聞き取った内容は受付メモに記録する。
- 【様式 19】受付メモ**
対応が必要な場合は、内容に応じて関係者(避難所運営委員会や各運営班の班長、町担当職員、施設管理者など)に申し伝える。
受付メモに対応状況を記入してファイルにとじる。ファイルの取扱いには厳重に注意する。
- 【様式 19】受付メモ**
聞き取った内容は、プライバシー及び個人情報保護のため、総務班と要配慮者班などの関係者のみで共有し、他者には絶対に漏らさない。
避難所運営日誌にも概要を記載する。
- 【様式 20】避難所運営日誌**

〔 1 - 〕 総合受付(宅配・郵便) 展開期～

- (1) 郵便物の差出箱の設置
郵便事業者と相談し、総合受付に「簡易郵便差出箱」を設置する。
- (2) 利用者あてに送られた宅配や郵便物
宅配や郵便事業者に、避難所内の配置図を貸し出し、該当者に直接渡してもらう。
本人が不在の場合は、一度持ち帰り、再度来てもらう。
配達後に、配置図を返却してもらう。

〔 1 - 〕総合受付(支援の受入れ) 展開期～

個人や団体などから直接、寄付や物資など支援の申し出があった場合は、町災害対策本部又は町災害ボランティアセンターを通すよう伝える。ただし物資のうち、イベント主催者が持参したものと少量の場合などは、施設管理者、食料・物資班と相談し、直接受入れるかどうかを決める。

受入れ可能となった場合は支援受入れ一覧表に記入し、食料・物資班に引き渡す。

【様式 18】支援受入れ一覧表

不要な救援物資がきた場合は受け取りを拒否する。

町災害対策本部又は町災害ボランティアセンターから斡旋があった場合は、施設管理者、食料・物資班などと相談し、受入れを検討する。

〔 2 〕利用者数の把握 展開期～

避難所利用者名簿(手書き用)などから、入所者数、退所者数、避難所利用者数(避難所以外の場所に滞在する人を含む)配慮が必要な人などの情報を把握し、毎日午前8時50分までなど決まった時間に町担当職員に報告する。

【参照 P26】〔 9 〕町災害対策本部への連絡

【様式 22】避難所利用者名簿(手書き用)

班長は避難所運営委員会で、入所者数、退所者数、避難所利用者数などを毎日報告する。

車中・テント生活者や避難所以外の場所に滞在する人の情報についても情報班と連携して把握し、「組」をつくり、組長を選出する。

【参照 P10】〔 7 〕利用者の組分け

【参照 P14】〔 2 〕組の代表者(組長)の選出

〔 3 〕安否確認への対応 展開期～

(1) 公開用名簿の作成

安否確認などの問い合わせに迅速に対応できるよう避難所利用者登録票で個人情報公開してよいとした人の「氏名」と「ふりがな」、「住所(町丁目まで)」を世帯別に、公開してよいとした区分(親族・同居者、知人、左記以外)ごとに抜き出した公開用の名簿、避難所利用者名簿(公開用)を作成しておく。

【様式 9】避難所利用者登録票(表面)

【様式 23】避難所利用者名簿(公開用)

<名簿作成のポイント>

・避難所利用者名簿(公開用)は避難所利用者名簿(手書き用)などとは別に作成する(個人情報の漏洩を防ぐため)。

【様式 23】避難所利用者名簿(公開用)

【様式 22】避難所利用者名簿(手書き用)

・五十音順や地域別に整理すると、迅速に対応しやすい。

・公開用の名簿は随時更新する。

(2) 安否確認への対応

問い合わせには、避難所利用者名簿(公開用)に情報がある場合のみ回答する。

【様式 23】避難所利用者名簿(公開用)

公開用の名簿以外の情報は、町災害対策本部に問い合わせるよう伝える。

安否確認のため名簿の掲示・閲覧が必要な場合は、公開用の名簿を一定期間掲示してもよいが、問い合わせが減ったらすみやかに撤去する。

〔 4 〕 電話対応 展開期～

避難所に入所している人あての電話があった場合、公開用の名簿で該当者を確認し、公開用の名簿に情報がある場合のみ対応する。

電話は取り次がず、該当者に伝言することを伝える。

受信日時、伝言内容、相手方の氏名や連絡先を聞き取りメモする。

メモの内容は以下を参考に該当者に確実に伝わるようにする。

< 伝言のしかた >

緊急度や、伝言を受け取る側の事情（視覚や聴覚に障害のある人、外国人など）に配慮した方法を選ぶ。

- ・館内放送で該当者を呼び出す。
- ・連絡役を決めて、メモを該当者に渡す、あるいは声で伝える。
- ・情報掲示板にメモを掲示する。

〔 5 〕 来客対応 展開期～

避難所に入所している人あてに来客があった場合、公開用の名簿で該当者を確認する（公開用の名簿に情報がある場合のみ対応する。）。

館内放送や連絡役にて該当者を総合受付まで呼び出す。

該当者が来た場合は、来客と面会してもらう。

該当者が来ない場合は、電話対応と同じ方法で伝言を承る。

< 来客対応の例 >

「捜している人の住所と名前を教えてください。」

公開用の名簿を確認し、該当者がいれば に進む。公開用の名簿に該当者がいない場合は、その旨を伝える。

「ここでは、放送で呼び出して連絡を伝えるのみです。」

「あなたの名前と連絡先を教えてください。」

「呼び出しても応答のない場合がありますが、それ以上の対応はできませんのでご理解ください。」

〔 6 〕 取材対応 展開期～

（ 1 ）方針の決定

取材や調査団の受入れを可能とする時間や区域などの方針を決め、避難所運営委員会の承諾を得る。

< 取材の対応方針（例） >

- ・人々が寝起きする居住空間や避難所として利用していない部屋への立ち入りは原則禁止する。ただし、居住空間については、その部屋の入所者全員の同意を得た場合は、総務班の立ち合いのもとで受入れ可能とする。
- ・インタビューをする場合は必ず総務班の担当者に許可を取ること。許可を得ずに話しかけたり、カメラを向けたりすることは禁止する。

（ 2 ）取材対応

マスコミや調査団などから、取材や調査の申し出があった場合は、取材の対応方針を説明する。

取材・調査受付票に記入してもらう。

【様式 15】取材・調査受付票

取材中は、バッジや腕章などで身分を明らかにしてもらう。

取材中は、必ず総務班が必ず立ち会う。

〔 7 〕 避難所運営委員会の事務局 展開期～

避難所運営委員会の事務局として、会議の準備や記録を作成する。
避難所運営委員会の決定事項を情報掲示板に掲示する。また各組長や情報班と協力し避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）にも確実に伝達する。

〔 8 〕 避難所運営日誌の作成 展開期～

避難所運営委員会での議事内容などを参考に、毎日、避難所運営日誌を作成し、避難所の状況や主な出来事、次の日に引き継ぐ事項などを記録する。

【様式 20】避難所運営日誌

〔 9 〕 町災害対策本部への連絡 展開期～

町災害対策本部への連絡事項について、避難所運営委員会で取りまとめた内容をもとに避難所状況報告書を作成し、町担当職員に提出する。

【様式 26】避難所状況報告書〔第 報〕

町担当職員は総務班から提出された避難所状況報告書に特記事項等の必要事項を記入し、毎日午前 9 時など決まった時間に報告する。

【様式 26】避難所状況報告書〔第 報〕

町担当職員が不在かつ緊急の場合は、総務班が町災害対策本部へ連絡する。（食料・物資の要請（食料・物資班）、ボランティアの派遣依頼（支援渉外班）なども同様に、町担当職員が不在かつ緊急の場合は、総務班が町災害対策本部へ連絡する。）

〔 10 〕 災害発生時の対応 展開期～

（ 1 ） 災害発生時の対応方針の検討

避難所運営委員会の事務局として、地震、河川の氾濫、土砂災害などの災害が発生した場合にどう対応するか（情報伝達や避難方法、新たな避難者の受け入れ場所の確保など）を災害の事象ごとに検討し、対応方針を決める。

災害時の対応方針を、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所利用者全員に伝えるとともに、各人でも身の安全を確保することができるよう、具体例を示して伝えておく。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

（ 2 ） 気象や災害に関する情報の入手・提供

情報班と連携し、町災害対策本部やテレビ・ラジオなどから、気象や災害に関する情報を収集する。

災害が発生する可能性が高まった場合は、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所利用者全員に伝えるとともに、必要に応じて避難の体制などを整えておく。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

（ 3 ） 災害が発生した場合

地震などの災害が発生した場合は、テレビ・ラジオなどで情報（地震の場合は、震度等）を確認し、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所利用者全員に伝える（小規模な地震の場合は、心配ない旨を伝える。）

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

避難口確保のため、正面玄関などを開放する。

災害の状況により、避難所内にいることが危険だと判断される場合は、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所利用者全員に伝え、対応方針に基づきすみやかに避難する。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

〔11〕ルールの見直し 安定期～

避難生活の長期化に伴い、避難所での生活のルールについて適宜見直しを行う。ルールの追加や変更が必要な場合は、避難所運営委員会の承諾を受けた上で、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所利用者全員に知らせる。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

【様式 4】避難所でのルール

〔12〕各種イベントの企画・実施 安定期～

支援涉外班や施設管理班と連携し、被災者の孤立感解消や生きがいづくりのため、ボランティアや NPO などの団体が主催するイベントの受入れや、避難所利用者自身が企画・実施するイベントについて、日時や実施場所を調整する。

イベントの開催が決まったら、情報班と連携し、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所利用者全員に伝える。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

イベント開催時は、最低 1 人は付き添い、主催者を補助する。

3 . 情報班の業務

〔 1 〕 情報収集・提供に必要な機器の確保 展開期～

情報収集・提供に必要な機器の確保に努める。
避難所で入手できない場合は、災害対策本部に依頼する。

< 必要な機材の例 >

展開期に必要な機材など
防災無線（電話・FAX） 電話（衛星電話、携帯電話、特設公衆電話） FAX（特設公衆FAXなど2台以上（1台は聴覚障害者専用）） パソコン（インターネットが利用可能なもの） テレビ（文字放送・字幕放送が可能なもの） ラジオ プリンター コピー機 拡声器 非常用電源（発電機、バッテリー） 各種電池（予備） 情報収集・連絡用の自転車やバイク

〔 2 〕 連絡員による情報収集 展開期～

情報班の班員などが連絡員となり、避難所開設・運営のための緊急連絡先などの各種機関と連絡をとり、情報を収集する。

【様式1】避難所開設・運営のための緊急連絡先

近隣の避難所とも情報を交換し、地域の情報を収集する。

避難所を利用する人からも情報を収集する。

ラジオ、新聞、テレビ、パソコン（インターネットやSNS）など、あらゆるメディアの情報をできる限り収集する。

うその情報やデマなどに注意し、情報元をよく確認し信頼できる情報を選別する。

< 展開期に必要な情報の例 >

展開期に必要な情報など
安否情報 被害情報 救護所の設置状況や医療対応できる避難所の状況 近くの病院など医療機関の開業状況 福祉避難所の受入れ状況 災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、保健師など医療や福祉の専門家の巡回状況 ライフラインなどの復旧情報 水・食料など生活物資供給情報 葬儀・埋葬に関する情報 鉄道、道路など交通機関の復旧状況 生活関連情報（商業施設、銭湯の開店状況など）

< 情報を集めるときの注意 >

- ・ 情報を受けた日時、情報元（情報源）を必ず明記する。
- ・ 集めた情報はできるだけ早く整理する。

〔 3 〕 避難所外の被災者の情報把握 展開期～

地域（自治会、町内会、自主防災組織など）の役員やボランティアなどの協力を得て、避難所以外の場所に滞在する人がいる地域ごとに担当を分け、戸別訪問する。

発災直後で人手が足りない場合は、自宅の様子を見に行く人などにも協力してもらい、近隣の住家の人などに声をかけてもらう。

戸別訪問の際は避難所利用者登録票の様式を持参し、食料や物資の配給、情報の提供など支援を行うために必要なもので、未登録の場合は登録してもらうようお願いする。

【様式 9】避難所利用者登録票（表面）

< 聞き取り内容（個人情報など）の取扱い >

- ・ 聞き取った情報は避難所運営のために最低限必要な範囲で共有することとし、個人のプライバシーに関わる内容は口外しない。

要配慮者本人や家族に必ず確認！

- ・ 聞き取った情報を、避難所運営のために最低限必要な範囲で、避難所運営委員会や各運営班、組長と共有することを伝える。
- ・ 個人のプライバシーに関する内容は、口外しないことを伝える。
- ・ 必要に応じて、医師や保健師、民生委員、ボランティアなど外部の支援者とも共有する場合があることも確認する。

〔 4 〕 情報伝達に配慮が必要な人への対応検討 展開期～

要配慮者班と連携し、避難所利用者のうち、情報伝達に配慮が必要な人を確認する（本人の所在、状況、情報伝達を支援する人（家族や近隣の人など）の有無など）。

要配慮者班と連携し、避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法や避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、情報を伝えるための方法や必要な資機材や人材などについて検討する。

【参考資料 1】避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

情報伝達のための資機材が足りない場合は、食料・物資班に依頼する。

ボランティア（手話通訳、外国語通訳）が必要な場合は、支援渉外班に依頼する。

〔 5 〕 情報の伝達・提供 展開期～

収集した情報は整理・分類し、情報掲示板に貼るなどして伝達する。

情報伝達の際は、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所を利用する人全員（避難所以外の場所に滞在する人も含む）に確実に伝わるようにする。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

避難所外の被災者にも情報を提供するため、避難所の建物の外で、車中・テント生活者が見やすい場所に 1 箇所、避難所の敷地の入り口付近に 1 箇所、情報掲示板を設置し、避難所と同様に情報を提供する。

重要な情報は組長への伝達や個別訪問等により、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、全員に伝える。

【参考資料2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

避難所から遠い場所に滞在する被災者に対しても情報が伝達できるよう、町災害対策本部と協議するとともに、自治会などに協力を求める。

〔6〕情報掲示板の管理

展開期～

(1) 情報掲示板の設置

避難所利用者に必要と考えられる情報を提供するため、情報掲示板を設置する。

【参照 P11】〔9〕情報収集・伝達手段の確保

避難所以外の場所に滞在する人の組とも協力し、避難所以外の場所に滞在する人々のために物資や情報を届けられるよう努める。

< 掲示例 >

最新情報	町からのお知らせ	避難所の生活情報 (風呂、給水車、病院情報など)	水道、ガス、電気、交通機関などの復旧状況
献立表	伝言板 (避難所利用者が自由に使用)	避難所の共通理解ルール	避難所運営委員会・運営班の組織図

(2) 情報掲示板の管理

情報班が管理する。

掲示の希望があったら情報班で受け付け、内容を確認する。

期限切れの情報や古い情報は掲示板から取り除く。

取り除いた掲示物は分類して保管しておく。

〔7〕安定期以降の情報収集・提供

安定期～

被災者支援や生活再建、災害復旧に関わる情報など、避難所を利用する人が求める情報を収集し、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所利用者全員に伝える。

【参考資料2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

< 安定期に必要な情報の例 >

安定期に必要な情報など

ライフラインの復旧状況
近隣の商業施設などの開店状況
公営住宅や応急仮設住宅の整備・入居情報
被災者への各種支援制度（義援金や見舞金、税の減免、融資制度など）
住宅の応急修理や再建に係る助成制度
子どもの教育に関する情報
求人情報、労働相談（ハローワークなど）

〔 8 〕 各種支援窓口の設置調整 安定期～

町や民間企業、支援団体などが避難所で実施する被災者の生活支援の説明会や、相談窓口の設置などの情報を入手した場合は、相手方に確認した上で、総務班、施設管理班と連携して日程や受入れ場所などを検討し、受入れの可否を避難所運営委員会で協議する。

説明会の開催や窓口の設置が決まったら、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所利用者全員に伝える。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

4 . 施設管理班の業務

〔 1 〕 施設・設備の点検、対応 展開期～

(1) 施設の安全点検

避難所となった建物の応急危険度判定を実施していない場合は、応急危険度判定士による応急危険度判定を行う。応急危険度判定士がいない場合は、すみやかに町災害対策本部に派遣を要請する。

【参照 P6】〔 2 〕 避難所となる施設の建物や設備の安全確認

応急危険度判定や設備点検の結果、危険と判定した場所への立ち入りを禁止し、出入口をロープで封鎖し、「立入禁止」の張り紙などで表示して進入できないようにする。

(2) 設備の確認、修繕依頼

ガスや電気、水道、電話、放送、トイレなど設備の状況について点検する。

【参照 P6】〔 2 〕 避難所となる施設の建物や設備の安全確認

修繕が必要な箇所についての要望を施設管理者に提出する。

発電機や照明機器、通信手段など資機材の調達が必要な場合は、食料・物資班に依頼する。

〔 2 〕 運営で使う部屋などの指定、表示 展開期～

総務班や要配慮者班、食料・物資班と連携し、施設管理者と協議の上、立入禁止にすべき場所、避難所運営で使う場所などを指定する。

【参照 P7】〔 3 〕 施設管理者との打合せ

立入禁止とした場所や避難所運営のために使用する場所は、出入口に張り紙などとして明確に表示する。

駐車場は身体障害者等を除いて原則として避難者の駐車を禁止する。

〔 3 〕 生活場所の整理、プライバシー確保 展開期～

(1) 通路の確保

避難所利用者が生活する場所には、通路を設ける。

< 通路を設ける際の注意 >

- ・室内は土足厳禁とする。
- ・布団を敷く所と通路を区別する。
- ・主な通路は、車いすも通行できるよう幅 120cm 以上確保する。
- ・各世帯の区画が必ず 1 箇所は通路に面するようにする。

(2) トイレの確保、設置

トイレを確認する。

確認の結果、使用しないと決めたトイレは、張り紙などで使用禁止を表示する。

トイレの数が足りない場合は、災害用トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレなど）を食料・物資班に依頼する。

総務班、要配慮者班、施設管理班と連携し、災害用トイレの数や設置場所を決める。

災害用トイレが搬送されたら、所定の場所に設置する。

(3) プライバシーの確保

避難所利用者が生活する場所には、原則、避難所利用者以外立ち入らないようにする。

避難所利用者からプライバシーの確保などの要望があった場合は、敷物や段ボールなどのパネルで仕切り、各世帯の境界を明確にできるようにする。

〔 4 〕 照明（消灯） 展開期～

避難所利用者の生活場所などの消灯時間を決め、避難所でのルールに記載し、情報掲示板へ掲示する。

【様式 4】避難所でのルール

消灯時間になったら、避難所利用者が生活する場所は照明を落とす。

安全や防犯対策のため、廊下やトイレ、避難所運営に必要な部屋などは消灯時間後も点灯したままとする。

屋外に設置した災害用トイレなど、夜間照明が必要な場所に非常用電源などによる照明を設置する。

〔 5 〕 飲酒・喫煙 展開期～

避難所での飲酒や喫煙のルールを決め避難所でのルールに記載し、情報掲示板へ掲示する。

【様式 4】避難所でのルール

ルールに基づいた飲酒・喫煙を徹底するよう避難所利用者に伝える。

（ 1 ） 喫煙

施設管理者と協議の上、避難所利用者が生活する場所から離れた屋外に喫煙場所を設置する（避難所内の防火対策及び受動喫煙防止のため）。

喫煙場所には、灰皿、消火用水バケツを設置し、吸い殻の処理や清掃は、喫煙者自身に行ってもらおう。

（ 2 ） 飲酒

トラブル防止のため、飲酒を控えるよう呼びかける。

〔 6 〕 見回り・夜間の当直 展開期～

（ 1 ） 見回り

避難所敷地内にある危険な場所や死角になる場所などを確認しておく。

女性や子どもに対する暴力防止や、避難所内の不審者排除のため、昼間・夜間に 2 人 1 組で避難所内外の見回りを行う。特に、危険な場所や死角になる場所は定期的に警備する。

見回りの際は、腕章やビブス（ゼッケン）などを着用する。

避難所利用者の配置の変更などに合わせて、見回り場所の見直しを行う。

（ 2 ） 夜間の当直

各運営班と協力し、夜間当直体制を組む。

当直者は、各運営班の班員による交代制とし、避難所運営本部室などで仮眠をとる。

〔 7 〕 防火対策 展開期～

建物内は原則、火気厳禁・禁煙とする。

火気を取扱う場所には、必ず消火器と消火用バケツを設置する。

部屋ごとに火元責任者を決める。

冬季の暖房は、館内暖房設備を優先して使用する。

電力が復旧していない場合などに、建物内で石油ストーブなどの暖房器具を使用する場合は、火災防止のため十分注意を払うよう避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所でのルールなどを用いて、避難所利用者全員に伝える。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

【様式 4】避難所でのルール

当番を決めて、避難所の火災予防のための自主検査表に基づき毎日検査をする。

【様式 33】避難所の火災予防のための自主検査表

〔 8 〕 防犯対策 展開期～

多くの人が入り出る避難所の出入口付近に総合受付を設け、総務班などの受付担当者が外来者を確認できる体制をとる。

夜間、避難所の出入口となる扉や1階部分の窓は原則施錠する。ただし、避難所運営本部室に近い扉を1箇所だけ開けておき、当直者が、夜間に入り出る人を確認できる体制をとる。

避難所内でトラブルが発生したときは、避難所利用者の組長などが複数人ですみやかに対応する。

<トラブル発生時の注意>

- ・自分から声をかける
- ・相手の言い分をよく聞く
- ・あくまでも冷静、論理的に説明する
- ・できること、できないことを明確にする
- ・納得するまで説明する

避難所内での盗難や、女性や子どもなどへの暴力、性的暴力などの犯罪防止のため、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所利用者全員に注意喚起を行う。特に、女性や子どもへの暴力・性暴力防止については、要配慮者班と連携して取組むこと。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

<犯罪防止のための注意喚起>

- ・人目のないところやトイレには一人で行かない。
- ・明るい時間帯に行動する。
- ・移動する際はまわりの人に声をかけ合う。 など

必要に応じて、香取警察署（小見川幹部交番）に巡回や女性警察官の派遣を依頼する。

香取警察署（小見川幹部交番）から不審者情報を入手したら、情報班と連携し避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所利用者全員に知らせる。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

〔 9 〕 女性や子どもへの暴力防止対策 展開期～

(1) 女性が使用する場所への配慮

女性用トイレ、更衣室、授乳室など女性が使用する場所は、異性の目が気にならない場所に設置するなど工夫する。

避難所として使える場所に余裕があれば、女性が安心して過ごせる女性専用スペースを設ける（生理用品や下着など女性用物資の配布や、着替えや仮眠場所としての利用、夜泣きする子どもを抱えた人の利用など）。

(2) 女性や子どもへの暴力防止対策の検討

避難所内の危険な場所や死角になる場所を把握しておく。

施設管理者と連携し、女性や子どもへの暴力を防ぐための対策を検討する。

必要に応じて香取警察署（小見川幹部交番）に巡回や、女性警察官の派遣を依頼する。

(3) 女性や子どもへの注意喚起

女性や子どもなどへの暴力や性的暴力の被害を防ぐため、防犯ブザーやホイッスルを配給し、携帯するよう呼びかける。

女性や子どもに対し、犯罪防止のための注意喚起を行う。

< 犯罪防止のための注意喚起 >

- ・ 人目のないところやトイレには 1 人で行かない。
- ・ 必ず 2 人以上で行動する。
- ・ なるべく明るい時間帯に行動する。
- ・ 移動する際はまわりの人に声をかけ合う。 など

5 . 食料・物資班の業務

〔 1 〕 事前確認 展開期～

- (1) 災害救助法の確認
食料や水、物資の配給は災害救助法に基づき行うため、災害救助法における救助の程度、方法及び期間を事前に確認しておく。
- (2) 必要数の把握
総務班と連携し、避難所利用者数（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）を毎日確認し、食料や水、物資の必要な数を的確に把握する（なるべく余剰が発生しないよう注意する。）。
- (3) 個別対応が必要な人の確認
要配慮者班と連携し、避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法を参考に、食料や物資の配給で個別に対応が必要な人について、組ごとに把握する。
【参考資料 1】避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法
食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べることのできない食材などがある方のために、避難所で提供する食料の原材料表示や、使用した食材がわかる献立表を用意する。
避難所利用者が個人で使う薬（医師から処方された薬など）に関する要望は、保健・衛生班で対応する。
- (4) 避難所以外の場所に滞在する人への配給方法
避難所以外の場所に滞在する人への食料や物資の配給方法を検討する。
- (5) 備蓄物資の確認
避難所の設備、備蓄物資一覧表を参考に、備蓄してある食料や水、物資の保管場所や状態、数などを確認する。
【様式 39】避難所の設備、備蓄物資一覧表
今後調達する物資なども含め、在庫数などは常に把握・管理できるよう整理整頓をこころがける。

〔 2 〕 調達・配給に必要な場所などの確保 展開期～

- (1) 保管場所の確保
備蓄倉庫などがある場合は、そのまま利用する。ない場合は、食料や水、物資を一時的に保管する場所を決める。
保管場所の鍵は食料・物資班の班長が管理・保管する。
< 保管場所 >
 - ・保管場所は、避難所を利用する人の居住スペースとは別とする。
 - ・高温・多湿を避け、風雨を防げる壁と屋根があり、鍵がかかる場所が望ましい。
 - ・物資の荷下ろしをする場所や、避難所利用者に配給する場所などの位置や動線も考慮する。
- (2) 荷下ろしをする場所の確保
車両による物資輸送を想定し、道路から行き来がしやすく、保管場所とも近い場所を荷下ろし場とする。
事故などを防ぐため、避難所利用者の動線（人が利用する出入口）となるべく交わらないよう注意する。
- (3) 配給に必要な資機材の確保
運搬用の台車や、炊出しに必要な設備・道具の有無を確認する。ない場合は、物資の調達を参考に、必要に応じて調達する。

(4) 物資の保管場所の配置図を作成

物資の保管場所が複数ある場合は、避難所内の見取り図などに保管場所と保管している物資の内容がわかる配置図を作成する。

配置を変更した場合や、保管している物資の内容が変わった場合は、配置図を修正する。

〔3〕調 達 展開期～

(1) 生活用水の確保

避難所で使う水は、用途に応じて明確に区分する。

飲料水を優先的に確保する。

飲料水は、衛生面を重視し、ペットボトルや瓶などの未開封のものを優先し、これらが確保できないときは、町災害対策本部にペットボトル入りの水や給水車を要請する。

飲料水が安定的に確保できるようになったら、洗顔、洗髪、洗濯などの生活用水への利用について、保健・衛生班と調整する。

<水の用途別区分>

用 途	飲料水	給水車の水	ろ水器などでろ過した水	プールや河川の水
飲料、調理			×	×
手洗い、洗顔、 歯磨き、食器洗い			×	×
風呂、洗濯	使用しない			×
トイレ	使用しない			

(2) 生活用水の管理

水はふた付きの清潔なポリ容器に入れるか、ポリ容器に清潔なビニル袋を入れて入口を閉じるなど、清潔に保管するよう注意する。

給水車からの給水を受けた場合、飲料水用のポリ容器等には「飲用」と「給水日」を表示し、当日又は翌日中に使用する。

飲用できない水を入れたポリ容器等には「飲用不可」と表示する。

(3) 不足分の調達

水や食料が不足する場合は食料依頼伝票に、物資が不足する場合は物資依頼伝票に記入する。

記入後は写しをとり、原本を町担当職員(町担当職員がいない場合は総務班)に渡す。

【様式 31】食料依頼伝票

【様式 27】物資依頼伝票

依頼伝票の写しはファイルとして保管する。

町担当職員(町担当職員がいない場合は総務班)は、それぞれの依頼伝票に発信日時、避難所名、発注依頼者などを記入し、町災害対策本部に F A X で送信する(F A X が使えない場合は、伝令などで直接届ける。)

〔4〕受け取り 展開期～

(1) 町災害対策本部に要請したもの

水や食料、物資が届いたら、町担当職員(町担当職員がいない場合は食料・物資班の班長)が〔3〕(3)で保管した依頼伝票の写しにより内容と数を確認し、受領サイン欄に押印又は署名をする。

水や食料、物資を適切に管理するため、水や食料は食料管理表に、物資は食料・物資受入れ簿と物資ごとの受入れ・配布等管理簿、物資の給与状況(まとめ表)に、届いたものの内容や数を記入する。

【様式 32】食料管理表

【様式 28】食料・物資受入れ簿

【様式 29】物資ごとの受入れ・配布等管理簿

【様式 30】物資の給与状況(まとめ表)

町担当職員(町担当職員がいない場合は食料・物資班の班長)は、町災害対策本部に、受領した旨を連絡する。

(2) 寄付や支援物資

個人や団体などから直接、寄付や物資など支援の申し出があった場合は、町災害対策本部又は町災害ボランティアセンターを通すよう伝える。ただし物資のうち、イベント主催者が持参したものと少量の場合などは、施設管理者と相談し、直接受入れるかどうかを決める。

【参照 P24】〔1 - 〕総合受付(支援の受入れ)

町災害ボランティアセンター経由で受けた支援のうち、物資は、物資ごとの受入れ・配布等管理簿の受入れ元欄に「寄付(寄付者名)」と記入し、出所を明示する。また、支援を受けた物資が届いた旨を総務班に連絡する(支援受入れ一覧表は総務班が記入する。)

【様式 29】物資ごとの受入れ・配布等管理簿

【様式 18】支援受入れ一覧表

不要な救援物資がきた場合は受け取りを拒否する。

〔5〕保管 展開期～

食料、物資は一時保管場所に運搬し、用途や種類ごとに分けて保管する。

水や食料は食料管理表、物資は物資ごとの受入れ・配布等管理簿により在庫を管理する。

【様式 32】食料管理表

【様式 29】物資ごとの受入れ・配布等管理簿

<保管のしかた>

【水・食料】

- ・気温が高い時期は、水や食料が腐敗しないよう、冷暗所に保管し、開封したものは長く保存しないなど衛生管理に注意する。
- ・調理済み食料など日持ちのしないものは、保存せず、なるべくすみやかに配布する。
- ・アレルギー対応食品は、他の食品と必ず分けて保管する。

【物資】

- ・物資は、避難所を利用する人に配布するものと、運営で使用するものに分けさらに種類ごとに分類し、数量を確認する。
- ・常に在庫数が把握できるよう、整理整頓をこころがける。
- ・包丁、ガスボンベなどの危険物の取扱いに厳重に注意する。

配布するもの	衣類、靴下、靴	上着、履物（ズボンなど）、下着、靴下、靴などの種類ごとに男性用、女性用、子ども用などサイズも分ける。
	寝具	毛布、布団、タオルケットなど
	日用品	タオル、せっけん、歯みがき用品、ウェットティッシュ、ティッシュペーパーなど
	食器	使い捨ての食器や箸など
	要配慮者用など個別に対応するもの	哺乳瓶、粉ミルク、紙おむつ、おしりふき、生理用品、ストーマ用装具、妊婦用下着、入れ歯洗浄剤など
運営用	炊事道具	なべ、やかん、包丁、湯沸し用ポット、炊飯器など
	光熱材料	ライターなど火を起こす道具、ローソクなど固形燃料など
	衛生用品	ごみ袋、消毒液、洗剤など
	その他	文房具、乾電池など

〔 6 〕 配 給 展開期～

（ 1 ） 配給時間と場所を知らせる

水や食料、物資を配給する時間と場所を決める。

情報班、要配慮者班と協力し、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、情報掲示板への掲示や、各組長への連絡により、避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に確実に伝わるようにする。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

（ 2 ） 配給のしかたと注意事項

配給は、公平性の確保に最大限配慮し、避難所以外の場所に滞在する被災者にも等しく配給し、物資の給与状況（まとめ表）に給与状況をまとめておく。

【様式 30】物資の給与状況（まとめ表）

水や食料、物資が足りないとき

- ・公平性が確保できない場合は、現状を避難所利用者全員に説明し理解を求めた上で、病人やけが人、高齢者、乳幼児、妊産婦、障害者などに加え、健康状態や、本人・家族・周囲の状況など、避難所利用者が抱える様々な事情を考慮し優先順位をつけ、個別に対応する。

組ごとに配給し、組長を通じて組内で分配してもらう。

食事への配慮が必要な人がいるか事前にチェック！

- ・要配慮者班と連携し、食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べられない食材がある人、離乳食ややわらかい食事が必要な人、その他食事での配慮が必要な人について事前に必ず確認する。

（ 3 ） 個別対応が必要な物資などの配給

哺乳瓶や乳児用のミルク、生理用品、紙おむつなど、使う人が限られる（特定される）物資は、その人が配給を受けやすい場所や方法などを要配慮者班と連携して決める。

避難所運営委員会の理解と協力を得た上で、個別に対応する。

個別対応する物資の配給場所や方法が決まったら、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、情報掲示板への掲示や、各組長に連絡するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に確実に伝わるようにする。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

(4) 避難所外の被災者への配給

(避難所敷地内の車中・テント生活者など、避難所の近隣の場合)

避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、配給の時間、場所、方法などを、車中・テント生活者や避難所以外の場所に滞在する人全員に伝え、避難所内の配布場所まで取りに来てもらう。

【参考資料2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

近隣でも、避難所まで取りに来ることが困難な人には、要配慮者班と連携し、ボランティアを活用して配送するなど対策を検討する。

(5) 避難所外の被災者への配給

(避難所から遠い場所に滞在する被災者への配給)

食料や物資を迅速に提供できるよう、町担当職員(町担当職員がいない場合は総務班)を通じて、町災害対策本部と協議するとともに、自治会などに配給の協力を求める。

〔7〕炊出し 展開期～

原則、施設内での調理は行わない。

やむを得ない場合は、防疫の観点から衛生に十分注意する。また、火を扱う場合は防火にも十分注意する。

施設の備品や設備を使う際は、事前に施設管理者の了解を得て、調理者の責任で調理を行う。

要配慮者班と連携し、食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べることのできない食材がある方のために、調理の際も工夫する。また避難所で提供する食料の原材料表示や、使用した食材がわかる献立表を掲示する。(加工食品、調味料、出汁などにも注意)

保健・衛生班と連携し、炊出しの残飯や排水を適切に処理する。

- ・残飯などのごみ：【参照 P42】〔2〕ごみ
- ・排水：【参照 P42】〔3〕生活用水(排水の処理)

〔8〕給水車 展開期～

給水車が来る日時は、情報班と連携し、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所を利用する人全員(避難所以外の場所に滞在する人も含む)に確実に伝わるようにする。

【参考資料2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

給水車が来ると大勢の人が並ぶので、混乱を防ぐため列を整理する。

〔9〕避難生活の長期化に伴う必要物資の確保 安定期～

避難生活の長期化に伴って必要となる物資について各班から情報を集め、避難所運営委員会と調整の上で、調達に努める。

近隣の商業施設などが営業を再開し、ほとんどの食料・物品が購入できる状態となった場合は、避難所利用者からの要望にどこまで対応するか、避難所運営委員会や町災害対策本部と検討する。

< 避難生活の長期化に伴って必要となる物資の例 >

敷物	畳、マット、カーペット、簡易ベッドなど
暑さ、寒さ対策	扇風機、冷暖房機器、ストーブ、カイロ、毛布など
プライバシー確保のための資材	間仕切り用段ボールやパーティション、テントなど
個人に配布する衛生用品	歯ブラシ、歯磨き粉、くし、タオル、洗剤、マスクなど
共同使用する電化製品	洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ、ラジオ、インターネットが利用可能な機器、延長コードなど
炊出しに必要なもの	簡易台所、調理用品、食器類

6 . 保健・衛生班の業務

〔 1 〕トイレ 展開期～

(1) トイレの防疫、衛生、清掃

トイレットペーパーや消毒液など、トイレの消毒、殺菌対策に必要な物資を把握し、足りない分は食料・物資班に依頼する。

トイレを使うときの注意事項を避難所を利用する人に知らせる。

避難所利用者によるトイレの清掃が定着するまで、1日に数回見回りをを行い、必要に応じて清掃を行う。

(2) トイレの清掃

避難所利用者の組ごとに当番を決め、毎日交替で行う。

清掃の時間はあらかじめ決めておき、時間になったら放送などで伝える。

できるだけ早めに、町災害対策本部に汲み取りを要請する。

〔 2 〕ごみ 展開期～

(1) ごみ集積所の設置

総務班、施設管理班と連携し、施設の敷地内にごみ集積所を決める。

ごみ集積所では、地域の規定に従い、分別の種類ごとに置き場を決めて表示する。

ごみ集積所の場所やごみの分別方法は、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に確実に伝わるようにする。

【参考資料2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

< ごみ集積所の選定 >

- ・ 避難所利用者が生活する場所から離れた場所（ににおいに注意）
- ・ 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所
- ・ 清掃車が入りやすい場所

< 他のごみと分け、取扱いに注意するもの >

- ・ 危険物（カセットボンベなど）
- ・ トイレから出たごみ（衛生上注意）

(2) ごみの収集、分別

避難所利用者の組ごとにごみ袋を配布し、町のごみ処理のルールに合わせて分別してもらう。

各世帯から出たごみは、避難所利用者の組ごとにごみ集積場に運んでもらい、分別して所定の場所に置いてもらう。

在宅避難者のごみは通常の集積場所に出させることとし、避難所への持ち込みは行わないようにする。

ごみ袋などが不足したら、食料・物資班に依頼する。

(3) ごみの処理

可燃ごみは、原則として避難所内では燃やさない。

ごみの収集は、町災害対策本部に要請する。

〔 3 〕生活用水（排水の処理） 展開期～

炊出し、洗濯、風呂、シャワーなど水を使用する設備は、総務班や施設管理班と連携し、浄化槽や下水道などの排水処理設備に流せる場所に設置できるよう検討する。

炊出し、洗濯、風呂、シャワーなどで使用した水は、垂れ流しにすると悪臭や害虫の発生など、生活環境の悪化につながるため、浄化槽など排水処理設備に流すようにする。

〔 4 - 〕 衛生管理（手洗い） 展開期～

（ 1 ） 手洗いの徹底

感染症対策や衛生確保のため、流水と石鹸での手洗いを徹底する。

食品を取扱う人は、取扱う前に必ず手を洗った上で、手指消毒用アルコールで消毒する。

（ 2 ） 手洗いのための水が確保できない場合

生活用水を確保し手洗い場を設置するまでの間は、手指消毒用アルコールなどの消毒液を活用する。

手洗い場やトイレ、各部屋の出入口などに手指消毒用アルコールなどの消毒液を設置する。

消毒液は定期的に取り替え、不足したら、食料・物資班に依頼する。

（ 3 ） 手洗い場の設置

生活用水が確保できたら、蛇口のあるタンクに水を入れた簡易の手洗い場を設置する。

浄化槽などが使用できる場合は、排水を浄化槽などに流す。

感染症予防のため、タオルの共用は禁止する。

〔 4 - 〕 衛生管理（食器・洗面道具） 展開期～

食器はできるだけ使い捨てとし、共有しない。

使い捨ての食器が十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用するなど工夫する。

食器を再利用するときは、各人の責任で行う。

洗面道具（くし、剃刀、歯ブラシ、タオルなど）は共有しない。

不足するものがあれば、食料・物資班に依頼する。

〔 4 - 〕 衛生管理（清掃） 展開期～

部屋の清掃は、その部屋を利用している避難所利用者の組ごとに週 1 回以上行ってもらおう。

共有スペースの清掃は、避難所利用者の組ごとに当番を決め、定期的に行ってもらおう。

〔 4 - 〕 衛生管理（選択） 展開期～

生活用水が確保できるようになったら、総務班、施設管理班と連携し、洗濯場・物干し場を決める。洗濯場・物干し場は、必要に応じて男女別に分けるなど配慮する。

食料・物資班に洗濯機や物干し場で使う資材を調達するよう依頼する。

洗濯場、物干し場の利用のルールを決め、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に確実に伝わるようにする。

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

〔 4 - 〕 衛生管理（風呂） 展開期～

（ 1 ） 周辺施設の情報収集・提供

情報班と連携して、公衆浴場や宿泊施設の開店情報などを入手し、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に伝わるようにする。

【参考資料 2】 避難所利用者の事情に配慮した広報の例

（ 2 ） 仮設風呂、仮設シャワー

仮設風呂や仮設シャワーが利用できる場合は、浴槽水の交換や消毒方法について町災害対策本部や香取保健所と協議する。

仮設風呂や仮設シャワーは、少なくとも 1 週間に 2 回は入浴できるよう、利用計画を作成する。

<風呂・シャワーの利用計画>

- ・利用時間は男女別に、避難所利用者の組単位で決める。
- ・利用時間の一覧表を作成して情報掲示板に掲示するとともに、総務班と連携し、利用時間ごとの入浴券を発行する。
- ・利用希望者が多い時期は 1 人当たりの利用時間を 15 分から 20 分程度、利用希望者が落ち着いてきたら 30 分程度に延長するなど対応する。
- ・アトピー性皮膚炎など、入浴やシャワーで清潔に保つことが必要な人の利用方法（利用時間や回数など）は、個別に検討する。

仮設風呂や仮設シャワーを利用できる日や使用方法について、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に確実に伝わるようにする。

【参考資料 2】 避難所利用者の事情に配慮した広報の例

清掃は、避難所利用者の組ごとに当番を決めて毎日交代で行う。

〔 5 〕 医療救護 展開期～

（ 1 ） 情報収集・提供

情報班と連携し、以下の情報を入手する。

入手した情報は、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、情報掲示板に掲示するなどして避難所利用者全員（避難所以外の場所に滞在する被災者も含む）に伝わるようにする。

【参考資料 2】 避難所利用者の事情に配慮した広報の例

<主な情報>

- ・救護所の設置状況や医療対応のできる避難所の状況
- ・福祉避難所の受入れ状況
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、保健師など医療や福祉の専門家の巡回状況
- ・近くの病院など医療機関の開業状況 など

（ 2 ） 救護室の管理・運用

施設の保健室や医務室を、避難所の救護室として利用する。

医薬品や衛生用品の種類や数を把握する。不足する場合は、食料・物資班に依頼する。

避難所利用者が個人で使う薬（医師から処方された薬など）は、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、近隣の病院などで、医師や薬剤師に処方してもらおう。個人で使う薬が足りないなどの要望があれば、必要に応じて町災害対策本部に対し、医師や薬剤師などの派遣を要請する。

(3) けが人、体調不良の人の把握、対応

けがをしたり、熱や咳、嘔吐や下痢などで体調を崩したりしたら、すみやかに救護室を利用するよう、避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、避難所利用者全員に伝える。

【参考資料2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

インフルエンザや感染性胃腸炎など感染症が疑われる場合は、感染拡大防止のため香取保健所と連携し、発症者を別室に移動させ、介護ベッドや冷暖房などの設備を整えて安静にさせる。また、すみやかに町災害対策本部に連絡し医師などの派遣を要請する。

救護室で対応できない場合は、本人の希望を聞いて、医療対応のできる近隣の避難所や病院などへ移送する。

支援涉外班、要配慮者班と連携し、避難所以外の場所に滞在する人の健康管理の方法について検討する。

〔6〕健康管理 展開期～

(1) 感染症の予防

食中毒や感染症が流行しないよう注意を呼びかける。

(2) エコノミークラス症候群の予防

車中泊や建物の外でテント生活している人がいたら、エコノミークラス症候群や車の排ガスによる健康被害防止のため、避難所（屋内）へ移動するよう勧める。本人の意思で車中泊を続ける場合は、エコノミークラス症候群などへの注意を呼びかける。

(3) 健康維持のための活動（食生活改善や口腔ケア、体操など）

避難所利用者の健康維持のため、香取保健所などと連携し、食生活改善や口腔ケア（歯みがきや入れ歯の洗浄等）の指導、避難所内でできる簡単な体操や運動を推奨する。また、必要に応じて体操やリハビリテーションの時間を設ける。

(4) 避難所を運営する側の健康管理

避難所利用者だけでなく、自分自身も含めた避難所の運営側も、交代制など無理の範囲で業務に従事し、食事や睡眠がしっかりとれるようにするなど、健康管理にも気を配ること。

〔7〕こころのケア対策 展開期～

(1) こころのケアが必要な人の把握、注意呼びかけ

要配慮者班と連携し、不眠や PTSD* など、こころのケアが必要と思われる人を把握する。

(2) 保健師やこころのケアの専門家など派遣要請

必要に応じて町災害対策本部に保健師や災害派遣精神医療チーム（DPAT）など専門家の派遣を要請するなど、適切に対処する。

(3) 避難所を運営する側のこころのケア

避難所利用者だけでなく、自分自身も含めた避難所の運営側も、必要に応じて別の人に業務を交替してもらうなど、過重な負担がかからないよう注意を呼びかける。

< PTSD (Post Traumatic Stress Disorder : 心的外傷後ストレス障害) >

- ・自然災害や火事、事故、暴力、犯罪による被害など、強烈な体験や強い精神的ストレスがこころのダメージとなって、時間がたっても、その経験に対して強い恐怖を感じるもので、突然怖い体験を思い出す、不安や緊張が続く、めまいや頭痛がある、眠れないといった症状が出てくる。誰でもつらい体験の後は眠れなくなったり食欲がなくなったりするが、それが何か月も続く場合は PTSD の可能性があるため、専門機関に相談が必要。

〔 8 〕 ペット 展開期 ~

(1) 登録情報の確認

総務班からペット台帳の写しをもらい、ペットの情報を把握する（登録漏れがないよう注意）。

ペット台帳をもとに、避難所に受入れたペットの状態を確認する。

ペットの飼い主にペットの飼育についてを手渡しして、飼い主自身責任をもって飼育するよう徹底する。

【様式 12】ペットの飼育について

身体障害者補助犬はペットではなく、要配慮者への支援として考える。

(2) ペットの受入れ場所の確保

総務班、施設管理班と連携し、ペットの受入れ場所を確保する。

< ペットの受入れ場所 >

- ・ペットは、アレルギーや感染症予防のため、避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受入れ、動線が交わらないよう注意する（施設に余裕がある場合は、ペットと飼い主がともに生活できる部屋を別に設けることも検討する。）。

- ・ペットの受入れ場所は、避難所敷地内で屋根のある場所を確保する。ない場合はテントを設営する。

- ・ペットは必要に応じてケージに入れるなどして、犬、猫など動物の種類ごとに区分して飼育できることが望ましい。

(3) ペットの飼育

避難所のペットの管理責任は、飼い主にあることを原則とする。

ペット受入れ場所の清掃は、飼い主間で当番を決めて、交代で行う。

総務班、施設管理班と連携し、避難所でのペットの飼育ルールや衛生管理方法を決定する。追加した項目は、ペットの飼育についても記入・配布するなどして、飼い主に指導する。

【様式 12】ペットの飼育について

(4) 動物救護本部との連携

情報班と連携し、町災害対策本部を通じて県などの動物救護本部の設置状況や、ペットの救護活動に関する情報を確認する。

7. 要配慮者班の業務

〔1〕配慮が必要な人の情報把握 展開期～

（1）情報把握

総務班と連携し、避難所利用者（避難所以外の場所に滞在する人を含む）のうち、配慮が必要な人を、組ごとに把握する。

避難支援のための個別計画がある場合は、内容を確認する。

（2）聞き取り

避難所利用者でつくる組の代表者（組長）や、民生委員、保健師などの協力を得て、本人や家族などから支援に必要な情報を詳しく聞き取る。

聞き取った事項はメモしておき、総務班が管理・保管している避難所利用者登録票（裏面）に追記する。

【資料10】避難所利用者登録票（裏面）

<聞き取り内容の例>

- ・避難所利用者登録票に書かれた「特に配慮が必要なこと」欄の確認
- ・持病や障害、アレルギーなど、身体やこころの状態
同じ病気や障害でも人によって症状や注意する点は違うので、どんな配慮が必要か、本人や家族から具体的に聞き取る。
- ・家族や親せきなど日常生活を支援してくれる人の有無
- ・かかりつけの病院、医師の名前
- ・通常使用している薬の種類と所持している数
- ・本人や家族が避けたい状況、パニックになりやすい環境の例など
- ・各障害者団体などの組織に所属している場合は組織名（安否確認対応）
- ・要望や意見など

<聞き取り内容（個人情報など）の取扱い>

- ・聞き取った情報は避難所運営のために最低限必要な範囲で共有することとし個人のプライバシーに関わる内容は口外しない。

要配慮者本人や家族に必ず確認！

- ・聞き取った情報を、避難所運営のために最低限必要な範囲で、避難所運営委員会や各運営班、組長と共有することを伝える。
- ・個人のプライバシーに関する内容は、口外しないことを伝える。
- ・必要に応じて、医師や保健師、民生委員など外部の支援者とも共有する場合があることも確認する。

〔2〕相談コーナーの設置 展開期～

総務班と連携し、総合窓口の一角に、利用者からの苦情・相談・要望などを聞く「相談コーナー」を設置する。

設置場所がわかるよう「相談コーナー」と表示する。

<相談対応の例>

- ・受付時間中は2名以上（総務班：1名、要配慮者班：1名）で対応する（途中で交替してもよい。）
- ・個別相談が必要な場合は、プライバシーに配慮した相談室などを利用し、必ず2名以上で対応する。
- ・窓口には女性も配置し、女性が相談しやすい環境をつくる。
- ・苦情、相談、要望への対応後の事務処理は、総務班が行う。

〔 3 〕 定期巡回 展開期 ~

保健・衛生班と連携し、民生委員や保健師の協力を得て、配慮が必要な人（避難所以外の場所に滞在する人を含む）を定期的に巡回し、状況や意見、要望、必要な物資などを聞き取る。

< 具体的な取組み例 >

車中・テント生活者への支援

- ・エコノミークラス症候群や車の排気ガスによる健康被害防止のための対策を行う。
- ・総務班と連携し、車中・テントでの生活が長期にならないよう、本人の希望を聞いて、避難所建物内への移動を勧める。

避難所以外の場所に滞在する被災者

- ・情報班、食料・物資班と連携し、家族などの支援者がおらず、避難所へ自力で行くことができない人など、特に配慮が必要な人の情報を把握し、食料や物資の配布や情報提供の方法について検討する。
- ・自宅などでの生活の継続が困難となっている人がいる場合には、本人の希望を聞いた上で、近隣の福祉避難所などへの移送を検討する。

巡回の際、具合の悪そうな人がいたら声をかけ、救護室の利用や保健師の面談、こころのケアの専門家の相談などを紹介する。

〔 4 〕 避難所運営のために必要な情報の共有 展開期 ~

配慮が必要な人の支援方針を検討するため、個人情報共有する必要がある場合は、避難所運営のために最低限必要な範囲で共有することとし、個人のプライバシーに関わる内容は絶対に口外しない。

情報を共有する際は、個人を特定しなければならない場合を除き、個人が識別されないよう配慮する。

(1) 各運営班との情報共有

配慮が必要な人に関する情報を、避難所運営のために必要な範囲で、関係する各運営班と共有する。

車中・テント生活者や避難所以外の場所に滞在する人のうち、配慮が必要な人の情報についても共有する。

(2) 避難所運営委員会との情報共有

配慮が必要な人やその家族からの意見・要望など、避難所運営のために必要な情報を避難所運営委員会の場で共有し、支援の方針を検討する。

(3) 医師や保健師、民生委員など外部の支援者との情報共有

配慮が必要な人に関する情報を、その人の支援のために必要な範囲で、医師や保健師、民生委員など外部の支援者と共有する。

〔 5 〕 配慮が必要な人などへの情報提供 展開期 ~

(1) 配慮が必要な人のための情報収集

情報班と連携し、以下の情報など配慮が必要な人が必要とする情報を収集する。

< 配慮が必要な人に関する支援情報 >

- ・ 救護所の設置状況や医療対応できる避難所の状況
- ・ 近くの病院など医療機関の開業状況
- ・ 福祉避難所の受入れ状況
- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、保健師など医療や福祉の専門家の巡回状況
- ・ 香取保健所、医療機関などからの支援情報
- ・ 障害者団体などが設置する支援本部からの情報

(2) 配慮が必要な人への情報提供

入手した情報は、避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法や避難所利用者の事情に配慮した広報の例を参考に、配慮が必要な人やその家族などに知らせる。

【参考資料1】避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法

【参考資料2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

各障害者団体など要配慮者の支援を行う団体から情報提供を求められた場合は、本人の同意に基づき、できる限り協力する。

(3) 配慮が必要な人やその支援についての周知

病気やアレルギー、障害などがあるため、食事や物資、衛生環境（トイレや風呂、シャワーなど）を利用する際に特別な配慮が必要な人がいることを理解し、接し方の注意や生活上の支援などで協力してもらうため、必要に応じて、香取保健所や町災害対策本部からパンフレットなどを入手し、避難所利用者へ配布する。

〔6〕要配慮者が使用する場所などの運用 展開期～

(1) 要配慮者の適切な配置、専用スペースの検討

総務班や施設管理班と連携し、避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法、配慮が必要な人から聞き取った情報などをもとに、配置の見直しや個室への移動、要配慮者が使用する専用スペースの設置などを検討し、施設管理班が作成する配置計画に反映させる。

【参考資料1】避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法

早急に移動させる必要がある場合は、他の避難所利用者の協力を得て、配置の変更を行う。

(2) 要配慮者が使用する場所の運用

保健・衛生班、施設管理班と連携し、避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法を参考に、要配慮者が使用する場所を管理する。

【参考資料1】避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法

【参照 P8】〔4〕避難所運営のために使う場所の指定

< 要配慮者が使用する場所 >

- ・ 介護室（ベッドルーム）、要配慮者用トイレ、更衣室、授乳室、おむつ交換場所、子ども部屋、相談室（兼静養室）など

(3) 必要な資機材の確保

要配慮者が使用する場所で使う資機材や物資の調達は、総務班や施設管理班と連携し、内容や数、設置場所などを決めた上で、食料・物資班に依頼する。

〔 7 〕 食料・物資の配給時の個別対応 展開期～

(1) 物資の配給

要配慮者が個別に必要な食料や物資について、避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法や、本人や家族からの要望をもとに、内容や数をまとめ、食料・物資班に調達を依頼する。

【参考資料1】避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法

食料・物資班や施設管理班と連携し、要配慮者用の物資の受け渡し方法や場所などについて検討する。

<要配慮者用物資の受け渡し>

- ・紙おむつ（大人用、子ども用）や粉ミルク、乳児用のおしりふき、生理用品など利用者が多く、頻繁に配布する必要のある物資は、あらかじめ受け渡し場所と方法を決めておき、避難所利用者全員に伝える。
- ・酸素ボンベやストーマ装具など、利用者が限られているものや高価なものは、要配慮者本人又はその家族に個別に受け渡しする。
- ・女性用の衣類や下着、生理用品など女性用の物資は、女性専用の部屋（更衣室など）に置くなど、女性が受け取りやすいよう配慮する。

(2) 食料の配給

食料・物資班と連携し、避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法を参考に、本人や家族からの意見を踏まえ、避難所での食料の提供方法や、原材料表示の仕方、使用した食材がわかる献立表の作り方などのより良い方法を検討する。

【参考資料1】避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法

<食事に配慮が必要な方>

- ・食物アレルギーのある人
- ・文化・宗教上の理由で食べられないものがある人
- ・離乳食ややわらかい食事、ペースト食などが必要な人
- ・その他、感覚過敏で特定のものしか食べられない人 など

〔 8 〕 福祉避難所や医療機関との連携 展開期～

情報班と連携し、近隣の福祉避難所の状況を確認する。

福祉避難所や近隣の医療機関、福祉施設が受入れ可能な状態であれば、本人や家族の希望を聞いた上で、適切な施設に移動できるよう連絡・調整する。

福祉避難所への移動が決まった場合は、総務班に連絡する（総務班は、退所に必要な手続きを行う。）。

〔 9 〕 専門家の把握、派遣 展開期～

避難所利用者名簿などから避難所利用者の中に、要配慮者の支援が可能な人（保健師、介護福祉士などの専門職や、手話や外国語ができる人など）がいないか確認し、協力を依頼する。

保健師、介護福祉士など専門職員の派遣が必要な場合は、町担当職員（町担当職員がいない場合は総務班）を通じて、町災害対策本部に要請する。

手話通訳者や要約筆記者、外国語の通訳ボランティアの派遣が必要な場合は、町担当職員（町担当職員がいない場合は総務班）を通じて、町災害対策本部又は町災害ボランティアセンター等に要請する。

8 . 支援渉外班の業務

〔 1 〕 受入れの検討 展開期 ~

(1) ボランティアに分担する仕事の検討

避難所の運営状況に応じて、各運営班の班長などに意見を聞いた上で、ボランティアに依頼したい内容や必要な人数を決める。

< ボランティアなどに分担する仕事 (例) >

主な仕事の例	関係する運営班
・ 避難者名簿等の作成 ・ 各種イベントの企画・実施	総務班
・ 各種情報の収集、発信	情報班
・ 水や食料、物資などの仕分け、運搬、配給	食料・物資班
・ 介護や看護の補助 ・ 清掃や防疫活動 ・ ペットの世話	保健・衛生班
・ 子どもの世話や遊び相手、学習支援 ・ 被災者の話し相手 ・ 手話・筆話・外国語など情報伝達での支援	要配慮者班
・ 公共スペースの巡回	施設管理班
・ その他、危険を伴わない軽作業への協力	全般

(2) 避難所利用者から運営協力者を募る

ボランティアの派遣要請をする前に、活動内容に応じて避難所利用者から希望者を募る。その際は、年齢や性別に関わりなく、子どもから大人まで幅広く声をかけ、本人の希望にそって役割を分担する。

(3) ボランティアの受入れ検討

避難所内で対応できない分について、ボランティア支援申込用紙を作成し、町担当職員（町担当職員がいない場合は総務班）に渡す。

【様式 35】ボランティア支援申込用紙

町担当職員（町担当職員がいない場合は総務班）は、派遣職員依頼書に発信日時、避難所名、派遣を希望する職種などを記入し、町災害対策本部又は町災害ボランティアセンターに F A X で送信する（ F A X が使えない場合は、写しをとり、伝令など直接届ける。）。

【様式 34】派遣職員依頼書

〔 2 〕 ボランティアの受入れ 展開期 ~

(1) ボランティア受入れ窓口の設置

総合受付の一角に、町災害ボランティアセンターから派遣されたボランティアの受入れ窓口を設置する。

避難所に直接ボランティアの申し入れがあった場合は、必ず町災害ボランティアセンターで受付をするよう伝える。

ただし、以前に当該避難所で支援をした経験のあるボランティアが直接訪れた場合については、ボランティア受入れ票に必要事項を記入してもらい、町災害ボランティアセンターに連絡する。その際にボランティア保険の加入等に関して、町災害ボランティアセンターの指示を受ける。

【様式 1】避難所開設・運営のための緊急連絡先

【様式 37】ボランティア受入れ票

(2) 受入れ事務

町災害ボランティアセンターからボランティアが派遣されたら、ボランティア受付票に必要事項を記入してもらう。

【様式 36】ボランティア受付票

派遣されたボランティアに、ボランティアの皆様へ（ボランティア活動時の注意事項）について、町災害ボランティアセンターから説明を受けているか確認する。受けていない場合は説明をする。

【様式 38】ボランティアの皆様へ（ボランティア活動時の注意事項）

派遣されたボランティアが、町災害ボランティアセンターで配付された腕章や名札などを付けているか確認し、付けていない場合は目印となる腕章やビブス（ゼッケン）などを渡し、必ず着用してもらう。

(3) リーダーの決定

活動の内容ごとにグループをつくり互選でリーダーを決めてもらう。

リーダーは、活動終了後に窓口に立ち寄りよう伝える。

(4) 活動の立ち合い

ボランティアの活動中は、活動の内容に関わる運営班の班員が立ち会うようにする。活動の内容がどの運営班にも属さない場合は、支援渉外班の班員が立ち会う。

〔 3 〕 ボランティアの受入れの終了

展開期～

ボランティアに任せる作業がなくなったら、町災害ボランティアセンターに連絡し、現在受入れているボランティアへの連絡事項などについて確認する。

現在受入れているボランティアに、町災害ボランティアセンターからの連絡事項を伝える。

〔 4 〕 その他

展開期～

継続的に活動をしているボランティアが避難所運営委員会に出席したときは、町災害ボランティアセンターに概要を説明する。

参考資料

【参考資料1】避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
要介護度の高い人 寝たきりの人など	食事、排せつ、衣服の着脱、入浴など、生活上の介助が必要	簡易ベッドやトイレを備えた介護室など	介護用品（紙おむつなど）、衛生用品、毛布、やわらかく暖かい食事など	本人の状態に合わせゆっくり伝える、筆談など	ホームヘルパー、介護福祉士など	感染症対策 医療機関や福祉避難所への連絡 必要に応じて移送
自力での歩行が困難な人 体幹障害、足が不自由な人など	移動が困難なため、補助器具や歩行補助が必要	段差がなく、車いすなどで行き来しやすい場所	杖、歩行器、車いすなどの補助器具、介護ベッド、洋式のトイレなど	車いすからも見やすい位置に情報を掲示	ホームヘルパー、介護福祉士など	車いすで使用できる洋式トイレの優先使用
内部障害のある人 内部障害：心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能などの障害で、種別により様々な器具や薬を使用	補助器具や薬の投与、通院が必要。 見た目ではわかりにくい場合もあるので、配慮の方法を本人に確認する。（定期的な通院、透析の必要性など）	衛生的な場所	日頃服用している薬、使用している装具など オストメイト ストーマ用装具など 咽頭摘出者 気管孔エプロン、人工喉頭、携帯用会話補助装置など 呼吸器機能障害 酸素ボンベなど 腎臓機能障害 食事への配慮（タンパク質、塩分、カリウムを控える）	-	医療機関関係者、保健師、関係支援団体など	感染症対策 医療機関や医療機器メーカーへの連絡（器具や薬の確保） 必要に応じ医療機関に移送 オストメイト 装具の洗浄場所を設置したトイレの優先使用
難病の人 治療方法が未確立で、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病をもつ人。様々な疾患があり、人それぞれ状態が異なる。	ストレスや疲労での症状悪化や、定期的な通院が必要な点など共通する。 見た目ではわかりにくい場合もあるので、配慮の方法を本人に確認する。	衛生的で段差などのない場所、防寒・避暑対策をするなど	日頃服用している薬、使用している支援機器など（本人や家族に確認）	本人の状態に合わせる（ゆっくり伝える、筆談など）。	医療機関関係者、保健師、関係支援団体など	感染症対策 医療機関や医療機器メーカーへの連絡（器具や薬の確保） 必要に応じ医療機関に移送
アレルギーのある人 ぜんそく アトピー性皮膚炎 食物アレルギー	環境の変化で悪化する人もいる。 生命に関わる重症発作に注意が必要。 見た目ではわかりにくい場合もある。	アレルギー発作の引き金になるものを避けた、衛生的な場所	日頃服用している薬、使用している補助具など 食物アレルギー アレルギー対応の食品や、原因となる食物を除いた食事（調味料などにも注意。炊出しでは個別に調理）	食物アレルギー - 食事の材料や調味料などの成分を表示した献立表の掲示	医療機関関係者、保健師、栄養士など	必要に応じて医療機関に移送、周囲の理解 ぜんそく ほこり、煙、強いにおいなどが発作の引き金 アトピー シャワーや入浴で清潔を保つ

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
目の見え ない人 (見えにくい人)	視覚による情報収集や状況把握が困難なので、音声による情報伝達が必要	壁際(位置が把握しやすく、壁伝いに移動可能)で、段差のない場所	白杖、点字器、携帯ラジオ、携帯型の音声時計、携帯電話、音声出力装置、文字の拡大装置、ルーペや拡大鏡など	音声、点字、指点字、音声出入力装置、音声変換可能なメールなど	ガイドヘルパー、視覚障害者団体など	視覚障害者団体への連絡 必要に応じて医療機関などに連絡
耳の聞こえない人 (聞こえにくい人)	音による情報収集や状況把握が困難なので、視覚による情報伝達が必要 見た目ではわかりにくい場合もある。	情報掲示板や本部付近など、目から情報が入りやすい場所	補聴器・補聴器用の電池、筆談用のメモ用紙・筆記用具、携帯電話、FAX、テレビ(文字放送・字幕放送)救助用の笛やブザー、暗い場所でも対応できるライトなど	情報掲示板、手話、筆談、要約筆記、メール、文字放送など	手話通訳者、要約筆者、聴覚障害者団体など	聴覚障害者団体への連絡 本人の希望に応じて「支援が必要」である旨を表示(シールやピブスの着用など)
身体障害者 補助犬を連れた人 補助犬とは 盲導犬、介助犬、聴導犬のこと	補助犬同伴の受入れは身体障害者補助犬法で義務付けられている。	補助犬同伴で受入れる。ただし、アレルギーなどに配慮し別室にするなど工夫する。	補助犬用には、ドッグフード、ペットシートなど飼育管理のために必要なもの(本人については別の項目を参照)	本人については別の項目を参照	補助犬関係団体など (本人については別の項目を参照)	補助犬関係団体への連絡 (本人については別の項目を参照)
知的障害のある人	環境の変化が苦手なこともある。自分の状況を説明できない人が多い。 個人差が大きく、見た目ではわからないため、家族や介助者に配慮方法などを確認する。	パニックになったら落ち着ける場所(静養室など)へ移動	携帯電話、自宅住所や連絡先の書かれた身分証など	絵や図、メモなど使い、具体的に、ゆっくり、やさしく、なるべく肯定的な表現*で伝える。 *例:「あっちへ行ってはだめ」ではなく「ここに居よう」と場所を示す。	知的障害者施設や特別支援学校関係者、保健師など	本人が通う施設や特別支援学校へ連絡 トイレ利用時に介助者をつけるなど配慮が必要な場合もある。
発達障害(自閉症など)の人	環境の変化で不安になりやすい。困っていることを説明できない。集団行動が苦手な人が多い。 個人差が大きく、見た目ではわからないため、家族や介助者に配慮方法などを確認する。	居場所を示し、間仕切りなどを設置 パニックになったら落ち着ける場所(静養室など)へ移動	感覚過敏で特定のものしか食べられない人、食べ物の温度にこだわりのある人、重度の嚥下障害でペースト食が必要な人もいる。配給の列に並べないことがある。 個別対応が必要。	本人の状態に合わせゆっくり伝える	保健師など	けがや病気に注意(痛みがわからない) 必要に応じて医療機関などに連絡(薬の確保など) トイレ混雑時の利用方法(割り込みの許可など)を検討
精神疾患のある人	適切な治療と服薬が必要。環境の変化が苦手な人もいる。見た目ではわかりにくく、自ら言い出しにくい。	パニックになったら落ち着ける場所(静養室など)へ移動	日頃服用している薬など	本人の状態に合わせゆっくり伝える	保健師、精神保健福祉士など	必要に応じて医療機関などに連絡(薬の確保など)

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
妊産婦	自力で行動できる人が多いが、出産まで心身の変化が大きく安静が必要 妊娠初期は見た目ではわからないこともある	衛生的で段差などのない場所、防寒・避暑対策をする	日頃服用している薬、妊婦用の衣類・下着、毛布、妊婦向け食料、衛生用品など	-	助産師、医療機関関係者、保健師など	洋式トイレの優先使用、感染症対策 必要に応じて医療機関に連絡
乳幼児・子ども	災害時には、風邪などの疾患にかかりやすい子や、赤ちゃんがえりする子も多い	衛生的な場所で防寒・避暑対策をし、子どもが騒いでもよい環境	紙おむつ、粉ミルク（アレルギー対応含む）、ミルク調製の水、哺乳瓶、離乳食、おしりふきなどの衛生用品、日頃服用している薬など	絵や図、実物を示し、わかりやすい言葉で具体的、ゆっくり、やさしく、伝える。	保育士、保健師など	授乳室や子どもが遊べる部屋の確保、感染症対策、子どもの特性に応じたメンタルケア
女性	避難所利用者の約半数を占めるが、運営への意見が反映されないこともある	-	女性用の衣類・下着、生理用品、暴力から身を守るための防犯ブザーやホイッスルなど	-	-	運営への参画、暴力防止対策、トイレや更衣室などを男女別にする
外国人	日本語の理解力により、情報収集が困難なので、多言語による情報支援が必要	宗教によっては礼拝する場所が必要	災害や緊急時の専門用語の対訳されたカード、多言語辞書。 文化や宗教のちがいにより食べられないものがある人もいるので注意。	通訳、翻訳、絵や図・実物を示し、わかりやすく短い言葉（ひらがな・カタカナ）で、ゆっくり伝える。	通訳者など	日本語が理解できる人には、運営に協力してもらう。 文化や風習、宗教による生活習慣のちがいもある。
文化・宗教上の理由で食べられないものがある人	見た目ではわからない場合もあるので、事前に食べられないものの確認が必要。	-	認証を受けた食品や、特定の食物をのぞいた食事（調味料などにも注意）	食事の材料や調味料などの成分を表示した献立表を多言語で掲示	通訳者など	-

区分	対応など
けがや病気の人	<ul style="list-style-type: none"> 衛生的な場所で安静に過ごせるよう配慮し、防寒・避暑対策をする。 病気が感染症の場合は、個室に移動させ、医師などの派遣を依頼する。 必要に応じて近隣の医療機関に移送する。
車やテントでの生活を希望する人	<ul style="list-style-type: none"> 目が届きにくく、情報伝達にも工夫が必要。 エコノミークラス症候群などの心配もあるため、なるべく避難所の建物内へ移動するようすすめる。 やむを得ず車内などの狭い場所で寝泊まりしなければならない人がいる場合はエコノミークラス症候群の防止や排気ガスによる一酸化炭素中毒などを防ぐため注意を呼びかける。
避難所以外の場所に滞在する被災者	<ul style="list-style-type: none"> 情報や支援物資が行き届かないことがあるため、個別訪問などで状況を把握する必要がある。 特に家族などの支援者がおらず、避難所などに自力で避難することができない人の情報を把握し、食料や物資の配布方法、情報の提供方法を検討する。
帰宅困難者	<ul style="list-style-type: none"> 自宅までの距離が遠く帰宅を断念した人や、帰宅経路の安全が確認されるまでの間一時的に滞在する場所を必要とする帰宅困難者などの受入れについては、施設内に地域住民とは別のスペース（できれば別室）に受入れるなど配慮する。

このほか、災害時に配慮が必要な人への支援については、下記も参考とすること。

「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（千葉県）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/youenngo.html>

【参考資料 2】避難所利用者の事情に配慮した広報の例

避難所利用者全員に伝える必要がある情報は、できるかぎり簡潔にまとめ、難しい表現や用語をさけ、漢字にはふりがなをつけたり、絵や図を利用したりしてわかりやすい表現となるよう工夫する。さらに、複数の手段を組み合わせる。

< 配慮の例 >

目の見えない人 (見えにくい人)	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による広報 ・点字の活用 ・サインペンなどで大きくはっきり書く ・トイレまでの案内用のロープの設置 ・トイレの構造や使い方を音声で案内する など
耳の聞こえない人 (聞こえにくい人)	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示物、個別配布による広報 ・筆談 ・メールやFAXの活用 ・手話通訳者の派遣依頼 ・要約筆記者の派遣依頼 ・光による伝達(呼び出しの際ランプを点滅させる) ・テレビ(文字放送・字幕放送が可能なもの) など
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳、翻訳 ・避難所利用者から通訳者を募る ・絵や図、やさしい日本語の使用 ・翻訳ソフトの活用 ・通訳者の派遣依頼 など

< 様々な広報手段 >

音声による広報	館内放送、屋外スピーカー、拡声器・メガホンなど
掲示による広報	情報掲示板への掲示、避難所の前や町内の掲示板への掲示など
個別配布	ちらしなどを作成し、各組や各世帯、全員に配布するなど
個別に声をかける	情報伝達の支援者を募り伝えてもらう、自宅への個別訪問など
メールなどを活用	メール、SNS、インターネットを活用するなど
翻訳・通訳	外国語、手話、点字などへの変換、筆談、絵や図の活用など

様式集

【様式1】避難所開設・運営のための緊急連絡先

避難所となる 施設	名称				
	住所				
	連絡先	TEL		FAX	
避難所を利用する人が 居住する地域や地区名				利用者数 (想定)	人
避難所を 開設する 担当者	平日の昼間 (8:45～17:30)			TEL	
	上記以外 (夜間・休日等)			TEL	
その他、 施設のカギを持っている人				TEL	
				TEL	
その他、避難所の 開設に関係する人 (地域の自治組織の役員や 自主防災組織の長など)				TEL	
				TEL	
				TEL	
				TEL	

避難所周辺の施設

福祉避難所		TEL		FAX	
		TEL		FAX	
		TEL		FAX	
病院		TEL		FAX	
		TEL		FAX	
		TEL		FAX	
消防署・消防団		TEL		FAX	
		TEL		FAX	
警察署		TEL		FAX	
電気		TEL		FAX	
ガス		TEL		FAX	
上下水道		TEL		FAX	

東庄町災害対策本部の連絡先

名称					
住所					
連絡先	TEL		FAX		

東庄町災害ボランティアセンターの連絡先

名称					
住所					
連絡先	TEL		FAX		

【様式2】震災後の余震に備えた緊急点検チェックリスト

屋内運動場（体育館）用

整理番号 _____

調査日	年	月	日	時間	午前 / 午後	時
調査者				登録番号		
建物概要	施設名称				建築物名称	
	所在地				建築年	(西暦) 年
	建物用途					
	構造種別	純鉄骨造 / 鉄骨とRCの混合構造(層内・層別) / RC造に鉄骨屋根 その他()				
	階数	地上		階	地下	階
	建築面積	m ²			延床面積	m ²
調 査						
方法	外観のみ実施			内観調査も併せて実施		
1. 一見して危険と判定される(該当する場合は をつけ危険と判定し調査を終了する)						判定結果
建築物全体又は一部の崩落・落階がある						施設が危険な状態
基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれがある						
建築物全体又は一部の著しい傾斜がある						
2. 全体の状況に関する点検項目						判定結果
隣接する建物や周辺地盤による破壊の危険性(崖崩れなど)がある						施設が危険又は注意を要する状態
建物が多少なりとも傾斜している						
柱や梁に構成要素が曲がる現象(座屈)が発生している						
筋交いにたわんでいるもの、あるいは破断しているものがある						
柱と梁の接合部が一部破断している、接合部に亀裂が発生している						
柱脚が部分的にでも破損している						
高所からコンクリート片が落下した、あるいは落下しかかっている						
鉄筋コンクリートの部分に比較的大きなひび割れ(2mm程度)が見られる						
鉄骨部材に著しい腐食が見られる						
窓ガラス・窓枠にひび割れが見られる、窓枠がひずみスムーズに開閉できない						
外装材や内装材にひび割れや隙間が見られる						
屋外階段やひさしがわずかに傾斜あるいは移動している						
照明や吊り物が部分的にずれている						
天井裏を目視できる場合に天井ブレースにたわんでいるものや破断したのものがある						
その他、異常が見られる						
3. つり天井に関する点検項目						判定結果
天井の一部でも落下又は落下しそうな状態である						施設が危険な状態
天井の周囲又は段差に破損がある						
天井が部分的にずれている						

落下防止対策がなされている場合の判定結果は「施設が危険又は注意を要する状態」
文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」(平成25年8月)
を参考に作成

【様式3】建物の構造別チェックシート

木造等建築物

【建物被災状況チェックシート】

避難所を開設するに当たって、避難所となる施設の安全性を確認します。

鉄骨造建築物については、判断が難しいので、町避難所担当職員や施設管理者の到着を待ってください。

一見して危険と判断できる場合は、町災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

(手順)

1. 町避難所担当職員や施設管理者がいない場合で、迅速に施設内への避難が必要な場合には、委員会のメンバーが2人以上で、危険箇所に注意しながら、このチェックシートを使って、目視による点検を行います。
ただし、被災建築物応急危険度判定士や建築士がいる場合には助言を受けて行います。
2. 質問1から順番に点検を行い、質問1～7(外部の状況)までで、又はと判断された場合は、危険ですので建物内に入らず、質問8以降の内部の状況については点検する必要はありません。
3. のみの場合は、危険箇所に注意し、引き続き、質問8以降の内部の状況について点検し、安全が確認されたのちに、施設を使用します。
4. 危険と認められる場所については、張り紙をするなどして立入禁止とします。
5. このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、町災害対策本部へ連絡し、応急危険度判定士による判定を待ちます。

余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検してください。

このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであり、町災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定士による判定を受けてください。

避難所名 _____

点検実施日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

点検実施者名 _____

次の質問の該当するところに〇をつけてください。

質 問	該 当 項 目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物の倒れ込む危険性がありますか？	いいえ 傾いている感じがする 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下などが生じましたか？	いいえ 生じた ひどく生じた
3 建物の基礎が壊れましたか？	いいえ 壊れたところがある ひどく壊れた
4 建物が傾斜しましたか？	いいえ 傾斜したような感じがする 明らかに傾斜した
5 外壁材が落下しましたか？ 又は外壁材に亀裂が生じましたか？	いいえ 落下している又は大きな亀裂がある 落下している
6 屋根がわらが落下しましたか？	いいえ ずれた 落下した
7 窓ガラスが割れましたか？	いいえ 数枚割れた、たくさん割れた (の回答はありません)
8 床が壊れましたか？	いいえ 少し傾いた、下がった 大きく傾いた、下がった
9 柱が折れましたか？	いいえ 割れを生じたものがある 完全に折れたものがある
10 内部の壁が壊れましたか？	いいえ 大きなひび割れや目透きが生じた 壁土やボードが落下した
11 建具やドアが壊れましたか？	いいえ 建具・ドアが動かない 建具・ドアが壊れた
12 天井、照明器具が落下しましたか？	いいえ 落下しかけている 落下した
13 その他、目に付いた被害を記入してください。 (例：塀が倒れた、水・ガスがもれている、家具が倒れたなど)	

コンクリート造等建築

(コンクリートブロック造、レンガ造等にも使用できます。)

避難所を開設するに当たって、避難所となる施設の安全性を確認します。

鉄骨造建築物については、判断が難しいので、町避難所担当職員や施設管理者の到着を待ってください。

一見して危険と判断できる場合は、町災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

(手順)

1. 町避難所担当職員や施設管理者がいない場合で、迅速に施設内への避難が必要な場合には、委員会のメンバーが2人以上で、危険箇所に注意しながら、このチェックシートを使って、目視による点検を行います。
ただし、被災建築物応急危険度判定士や建築士がいる場合には助言を受けて行います。
2. 質問1から順番に点検を行い、質問1～7(外部の状況)までで、又はと判断された場合は、危険ですので建物内に入らず、質問8以降の内部の状況については点検する必要はありません。
3. のみの場合は、危険箇所に注意し、引き続き、質問8以降の内部の状況について点検し、安全が確認されたのちに、施設を使用します。
4. 危険と認められる場所については、張り紙をするなどして立入禁止とします。
5. このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、町災害対策本部へ連絡し、応急危険度判定士による判定を待ちます。

余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検してください。

このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであり、町災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定士による判定を受けてください。

避難所名 _____

点検実施日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

点検実施者名 _____

次の質問の該当するところに をつけてください。

質 問	該当項目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	いいえ 傾いている感じがする 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下などが生じたか？	いいえ 生じた ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	いいえ 生じた ひどく生じた
4 建物が傾斜しましたか？	いいえ 傾斜したような感じがする 明らかに傾斜した
5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	ない又は髪の毛程度のひび割れがある 比較的大きなひび割れが入っている 大きなひび割れが多い
6 外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	いいえ 落下しかけている、落下している (の回答はありません)
7 床が壊れましたか？	いいえ 少し傾いている、下がっている 大きく傾斜している、下がっている
8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	ない又は髪の毛程度のひび割れがある 比較的大きなひび割れが入っている 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか？	いいえ 建具・ドアが動かない 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか？	いいえ 落下しかけている 落下した
11 その他、目に付いた被害を記入してください。 (例：塀が倒れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど)	

チェックシートは建物の構造や階層によって異なります。

避難所となる施設の構造等に合わせたシートを、内閣府の Web ページからあらかじめダウンロードしてください。

「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」

(内閣府)

http://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnankinkyuutenken_shishin/index.html

【様式4】避難所でのルール

避難所

避難所を利用される方は、以下のルールを守るようこころがけるとともに、当番に参加するなど、避難所運営にご協力ください。



基本事項

- この避難所は、地域の防災拠点です。
避難所以外の場所に滞在する被災者も含めた生活支援を行います。
- 避難所は、避難所を利用する人全員が協力して運営します。
年齢や性別に関係なく、避難所を利用する人々が、できる限り役割を分担し、より多くの方が避難所の運営に参画できるようにします。
- 避難所を利用する人の増減に合わせ部屋の移動を行います。
利用者数の増減などにより、部屋の移動をお願いすることがあります。
- 立ち入りを制限した部屋には入らないでください。
危険なものがある部屋など、立ち入りを制限する部屋があります。
- この避難所は、電気・水道などライフラインが復旧した後、すみやかに閉鎖します。
住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受入れ施設で対処します。



防火

- 出入口や階段、通路などに、避難の妨げとなる物を置かないでください。
避難所内外の整理整頓を行い、燃えやすいものを放置しないでください。
- ストーブなどの暖房器具は、転倒防止をし、燃えやすいものから離れた場所で使い、換気にも注意してください。



たばこ・酒

- 建物内は禁煙です。また、飲酒も控えてください。
たばこは屋外の決められた場所で吸い、吸殻は水が入ったバケツに入れるなど、完全に消火してください。



運営

避難所の運営に必要なことを話し合うため、
避難所運営委員会を組織します。

- ・ 避難所運営委員会は、避難所を利用する人の代表者などで組織します。

定例会議：毎日午前 時 分と午後 時 分に開催

- ・ 具体的な業務は、避難所を利用する人などで編成する各運営班が行います。



総合受付

総合受付では、各種手続きや相談受付を行います。

対応時間：午前 時 分から午後 時 分まで



登録

避難所を利用する人の情報を家族(世帯)ごとに登録します。

個人情報、公開してもよいとした人の分のみ公開します。

- ・ 生活支援を適切に行うことができるよう、避難所以外の場所に滞在する被災者も含め、避難所を利用する人の情報を登録します。

- ・ 障害者、難病・アレルギー・その他慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方や乳幼児をお連れの方、宗教上の理由や言語などで特に配慮が必要な方は、登録の際にお申し出ください。

- ・ 犬や猫などのペットの情報も登録します。

- ・ 一時的な外泊や避難所を退所するときは総合受付にお申し出ください。



点灯

点灯は.....、消灯は.....です。

安全のため、廊下、トイレ、施設管理に使用する部屋は夜間も点灯します。



放送

放送は.....で終了します。

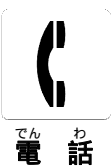
ただし、緊急時には夜間に放送を行うこともあります。



安全管理

- ・ 建物に異常を見つけたら、施設管理班に連絡してください。

- ・ 不審者を見つけた場合直ちに施設管理班に連絡してください。



- 避難所あてに電話があった場合は放送により呼び出し、伝言を行います。(.....:.....~.....:.....)
- 携帯電話はマナーモードにしてください。
携帯電話での通話は公共スペースのみとし、居住スペースではご遠慮ください。



- 食料や物資は、原則、組ごとに配給します。
配給は、避難所以外の場所に滞在する被災者にも等しく行います。
特別な事情がある場合は、避難所運営委員会の理解と協力を得ます。

食料を配る
時間(原則)

朝
.....:.....頃

昼
.....:.....頃

夜
.....:.....頃

特別な物資の
配布場所

物資：粉ミルク・おむつ
場所：.....

物資：女性用衣類や生理用品
場所：.....

物資：.....
場所：.....



- 利用者全員が、清潔に使用することをこころがけてください。
トイレの清掃は避難所を利用する人が交代で行います。



- 分別して、指定された場所へ出してください。



- ペットは、他の避難所利用者の理解と協力のもと、飼い主が責任をもって飼育してください。
ペットは決められた場所で飼育し、他の部屋には入れないでください。



- 共有スペース、個人のスペースともに清潔を保ちましょう。
手洗い、うがいを励行し、体操へ参加するなどして体を動かし健康の保持に努めましょう。

【様式5】避難所の運営体制

年 月 日現在

ひなんじょうんえいいんかい
避難所運営委員会

避難所の運営に必要なことを話し合って決める。

会長

副会長

かくうんえいはん はんちよう
 各運営班の班長

- 総務班班長
- 情報班班長
- 施設管理班班長
- 保健・衛生班班長
- 食料・物資班班長
- 要配慮者班班長
- 支援渉外班班長

ひなんじりようしゃ くみ だいひようしゃ
 避難所利用者でつくる組の代表者
 (組長)

組名.....組長.....
副組長.....
 組名.....組長.....
副組長.....
 組名.....組長.....
副組長.....
 組名.....組長.....
副組長.....
 組名.....組長.....
副組長.....

しせつかんりしや
 施設管理者

ぎょうじいんとうしや
 行政担当者

避難所利用者でつくる組

- ・ 部屋・地区単位、10世帯程度で組織する
- ・ 避難所に入所している人だけでなく、避難所以外の場所に滞在している人の組もつくり、代表者（組長）を決める

かくうんえいはん
各運営班

避難所での具体的な業務を行う。
 各班は班長を始め3～5人程度とする。

そうむはん
総務班 班長

じょうほうはん
情報班 班長

しせつかんりはん
施設管理班 班長

しょくりよう ぶつしはん
食料・物資班 班長

ほけん えいせいはん
保健・衛生班 班長

ようはいりよしゃはん
要配慮者班 班長

しえんしょうがいはん
支援渉外班 班長

詳細は避難所運営委員会名簿のとおり

【様式6】避難所運営委員会 規約（案）

避難所運営委員会 規約（案）

（目的）

第1 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成員）

第2 委員会の構成員は、次のとおりとする。

- 一 避難所利用者で編成する「（避難所利用者）組」の代表者
- 二 避難所で具体的な業務を運営する班（運営班）の代表者
- 三 行政担当者
- 四 施設管理者
- 五 その他委員会で承認された者

2 前項の規定にかかわらず、（避難所利用者）組の代表者数が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。

3 委員会で承認されたときは、継続的に活動するボランティア団体のリーダーなどが委員会に出席し意見を述べることができる。

（廃止）

第3 委員会は、電気、水道などライフラインの復旧時を目処とする避難所閉鎖の日に、廃止する。

（任務）

第4 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

2 委員会は、毎日、午前.....時と午後.....時に定例会議を行うこととする。

3 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、情報班、施設管理班、食料・物資班、保健・衛生班、要配慮者班、支援渉外班など必要な班を設置する。

4 各運営班の班長は、第2条1項に基づき、委員会に出席する。

（役員）

第5 委員会に、委員の互選による会長1名、副会長.....名を置く。

2 会長は委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

3 女性の要望などを的確に把握するため、会長、副会長のいずれかは女性から選出する。

（総務班の業務）

第6 総務班は、総合受付での各種手続きや問い合わせ対応、避難者名簿の作成、避難所運営日誌の作成、避難所運営委員会の事務局など、避難所運営全般に関することを行う。

2 名簿は、避難所に入所した者だけでなく、車中やテントで生活する者、避難所以外の場所に滞在する被災者など避難所を利用する者について、世帯ごとに作成する。

（情報班の業務）

第7 情報班は、東庄町災害対策本部との連絡、避難所内外の情報収集・伝達・発信などを行う。

2 情報の伝達・発信の際には、避難利用者の事情に合わせて複数の手段を組み合わせるなどし、避難所利用者全員に伝わるよう努める。

（施設管理班の業務）

第8 施設管理班は、避難所のレイアウトの作成、施設・設備の点検・故障対応、防火・防犯対策を行う。

（食料・物資班の業務）

第9 食料・物資班は、食料・物資の調達・受入れ・管理・配給や炊出しに関することを行う。

- 2 食料・物資班は、避難所に入所した者だけでなく、車中やテントで生活する者、避難所以外の場所に滞在する被災者など避難所を利用する者についても等しく食料・物資を配給する。
 - 3 食料・物資は、公平性の確保に最大限配慮し、(避難所利用者)組ごとに配給する。ただし、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人、傷病者、災害時負傷者、災害孤児、帰宅困難者、旅行者等、災害時に特に配慮を要する人には、必要に応じて優先順位をつけ、個別に配給を行う。
 - 4 食料・物資班は、不要な物資が届いたときは、受入れを拒否する。
(保健・衛生班の業務)
- 第10 保健・衛生班は、避難所内のトイレ・ごみ・水(生活用水)の管理などの衛生管理や、医療救護・健康管理、ペットに関することを行う。
(要配慮者班の業務)
- 第11 要配慮者班は、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人、傷病者、災害時負傷者、災害孤児、帰宅困難者、旅行者等、災害時に特に配慮を要する人の支援や対策を行う。
- 2 要配慮者班は、要配慮者の支援について、他の運営班に助言を行う。
(支援渉外班の業務)
- 第12 支援渉外班は、ボランティアなどの人的支援の受入れや管理を行う。
(その他)
- 第13 この規約にないことは、その都度、委員会で協議して決める。

付 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

【様式7】避難所運営委員会等名簿

年 月 日現在

会長		
副会長		
行政担当者		
施設管理者		

(運営班) 班長に 、副班長に を記入する

班名	氏名	組名	氏名	組名
総務班				
情報班				
施設管理班				
食料・物資班				
保健・衛生班				
要配慮者班				
支援渉外班				

(避難所利用者でつくる組(避難所以外の場所に滞在する人でつくる組を含む)の長)

組名	組長の氏名	組名	組長の氏名

【様式 8】避難所利用者でつくる組分け表

地区・町内会名	受入れ／滞在場所	組名	組長名	備考

この様式を使う場合は、(表面)と(裏面)を両面コピーしてください。

【様式9】避難所利用者登録票(表面)

避難所利用者登録票(表面)					避難所名		受付番号
記入日	年 月 日 ()				記入者 氏名		
住 所	〒 -				自治会・ 町内会名		
	電 話	() -			自宅の 被害状況	全壊 / 半壊 / 一部損壊 全焼 / 半焼 / 床上浸水 流出/その他 ()	
携帯電話	() -						
F A X	() -				滞在を 希望する 場所	避難所 テント (避難所敷地内に設営) 車両 (避難所敷地内に駐車) 避難所以外の場所 (自宅 / 他())	
メール	@						
その他 連絡先 (親戚な ど)	〒 - () -						
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)					けがや病気・障害・アレルギー の有無、妊娠中、使用できる言 語など、特に配慮が必要なこと	運営に協力 できること (特技・免許)	
氏 名		生年月日・年齢	性別	続柄	国籍		
世帯主	ふりがな	明/大/昭/平/令/西暦 年 月 日 (歳)	男女				
	ふりがな	明/大/昭/平/令/西暦 年 月 日 (歳)	男女				
ご家族	ふりがな	明/大/昭/平/令/西暦 年 月 日 (歳)	男女				
	ふりがな	明/大/昭/平/令/西暦 年 月 日 (歳)	男女				
	ふりがな	明/大/昭/平/令/西暦 年 月 日 (歳)	男女				
	ふりがな	明/大/昭/平/令/西暦 年 月 日 (歳)	男女				
ペットの 状況	飼っていない 飼っている 右欄へ		種類(頭数)		同伴希望(ペット台帳に記入) 置き去り 行方不明		
自家用車(避難所 に駐車する場合)	車種		色		ナンバー		
安否確認のため の情報開示	親族・同居者への提供 希望する 希望しない		知人への提供 希望する 希望しない		左記以外の者への提供 希望する 希望しない		

- ・世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。
- ・ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また町災害対策本部にも提供し、被災者支援のために町が作成する「被災者台帳」にも利用します。

【様式 10】避難所利用者登録票（裏面）

避難所利用者登録票（裏面）：運営側（受付担当）記入用

<登録時>

運営側（受付担当）は、記入者とともに表面の記載を確認する。

- ・安否確認への対応（公開・非公開）

安否の問い合わせがあった場合に、住所（ 町 丁目まで）と氏名、ふりがなを公開してもよいか個人ごとに必ず確認すること。

- ・けがや病気、障害、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語（又は日本語が理解できるか）など、特に配慮が必要なことはあるか。

詳細を聞き取ったら 「本人からの申告・聞き取り事項など」に記入

受入れ先

受入れ先 （滞在先）	場所	避難所内（ ） テント（避難所敷地内に設営） 車 両（避難所敷地内に駐車） 避難所以外の場所（ 自宅 / その他（ ））		
	組名		人数	人
	避難 確認	世帯全員の確認済 一部未確認（未確認者： ）		
本人からの申告・聞き取り事項など				

<転出・退出後>

「退所届」受付後に記入し、「退所届」と合わせてファイルに綴じること

退所届	受付日	年 月 日（ ）
	受付番号	

この様式を使う場合は、(表面)と(裏面)を両面コピーしてください。

【様式9】避難所利用者登録票(表面)

避難所利用者登録票(表面)				避難所名	記載例	受付番号
記入日	年 月 日()			記入者 氏名	千葉 花子	
住所	〒 - 千葉県東庄町			自治会・ 町内会名		
電話	() -			自宅の 被害状況	全壊 / 半壊 / 一部損壊 全焼 / 半焼 / 床上浸水 流出/その他()	
携帯電話	() -					
FAX	() -					
メール	@ . .			滞在を 希望する 場所	避難所 テント (避難所敷地内に設営) 車両 (避難所敷地内に駐車) 避難所以外の場所 (自宅 / 他())	
その他 連絡先 (親戚な ど)	〒 - 千葉県 市 町 () -					
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)				けがや病気・障害・アレルギー の有無、妊娠中、使用できる言 語など、特に配慮が必要なこと	運営に協力 できること (特技・免許)	
氏名		生年月日・年齢	性別	続柄	国籍	
世帯主	ふりがな ちば たろう	明/大/昭和/平/令/西暦 年 月 日 (66 歳)	男 女	本人	日本	高血圧(薬があと5日分しか なく、不安)
	千葉 太郎					フォークリ フトの運転 (免許あり)
一 家 族	ふりがな ちば はなこ	明/大/昭和/平/令/西暦 年 月 日 (65 歳)	男 女	妻	日本	老眼鏡を失い、細かいものが よく見えない
	千葉 花子					介護福祉士 英語も少し 話せる
	ふりがな ちば けんたろう	明/大/昭和/平/令/西暦 年 月 日 (90 歳)	男 女	父	日本	自力で歩けず、トイレや食事 で介助が必要(やわらかい食 事)
	千葉 県太郎					なし
	ふりがな	明/大/昭和/平/西暦 年 月 日 (歳)	男 女			
ふりがな	明/大/昭和/平/西暦 年 月 日 (歳)	男 女				
ペットの 状況	飼っていない 飼っている 右欄へ	種類(頭数) 犬(1)		同伴希望(ペット台帳に記入) 置き去り 行方不明		
自家用車(避難所 に駐車する場合)	車種	色		ナンバー		
安否確認のため の情報開示	親族・同居者への提供 希望する 希望しない	知人への提供 希望する 希望しない		左記以外の者への提供 希望する 希望しない		

- ・世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。
- ・ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また町災害対策本部にも提供し、被災者支援のために町が作成する「被災者台帳」にも利用します。

【様式 11】ペット登録台帳

ペット登録台帳

避難所名	
------	--

番号	ペットの なまえ 種類	ワクチン・ 去勢の 状況	品種	性別	特徴 (毛色・体 格、迷子札 の有無な ど)	犬のみ記入		飼い主の 連絡先		受付担当の 記入欄		
						市町村 の 登録	狂犬病 予防接種			組 名	入 所 日	退 所 日
記入例	グレイ 犬	済	ミニチ ュアシ ュナウ ザー	オス	灰色、中型、 迷子札あり	登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名	愛知 太郎		/	/
								電話	()			
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/
						登録済 ・ していない	注射済 ・ していない	氏名			/	/

【様式 12】ペットの飼育について

ペットの飼い主の皆様へ
ペットの飼育について

避難所では、多くの人達が共同で生活しています。

避難所でペットを飼育するためには、次のことを守ってください。

- ・ ペットは、他の避難所利用者の理解と協力のもと、飼い主が責任を持って飼育することを原則とします。
- ・ ペットは指定された場所に必ずつなぐか、檻（ケージなど）の中で飼ってください。
- ・ ペットの飼育場所は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ・ ペットの食料は原則として飼い主が用意してください。また、給餌の時間を決め、その都度きれいに片付けてください。
- ・ ペットによる苦情、危害防止に努めてください。
- ・ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末をしてください。
- ・ ノミの駆除に努めてください。
- ・ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ・ 飼育困難な場合は、動物救護本部に相談してください。

動物救護本部の連絡先 () -

- ・ ペットの関係で、他の避難所利用者との間でトラブルが生じた場合は、すみやかに総合受付までご連絡ください。

【様式 13】外泊届

外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日間)	
外泊者 氏 名		住組 組
家族の同行者		住組 組
緊急の場合の 連絡先 (希望者のみ)		

【様式 14】退所届

退 所 届		避難所名	受付番号
記入日	年 月 日 ()	記入者名	
退所日	年 月 日 ()		
退所する人			
氏名	組名	退所後の連絡先	！必ず確認 安否確認への 対応
世帯主	ふりがな	〒 -	公 開
		電話 () -	・ 非公開
ご家族	ふりがな	〒 -	公 開
		電話 () -	・ 非公開
	ふりがな	〒 -	公 開
		電話 () -	・ 非公開
	ふりがな	〒 -	公 開
		電話 () -	・ 非公開
備考			

退所後に安否の問い合わせや郵便物などがあった場合に、退所後の連絡先の住所(町 丁目
まで)と氏名、ふりがなを公開してもよいか個人ごとに必ず確認してください。

【様式 15】取材・調査受付票

取材・調査受付票

受付日時		退所日時	
年 月 日() 時 分		年 月 日() 時 分	
代表者	所 属		
	氏 名		
	連絡先(住所・電話番号)		
同行者	所 属		氏 名
取材・調査の目的	オンエア、記事掲載などの予定日： 年 月 日()		
避難所記載欄	避難所側付添者		
	特記事項		
名刺添付場所			

【様式 16】避難所内で取材・調査をされる方へ

避難所内で取材・調査をされる方へ

避難所内では、以下の点にご注意くださるようお願いいたします。

- 1 避難所内では身分を明らかにしてください。
避難所内では、胸や上腕の見えやすい位置に必ず「取材者バッジ」や「腕章」を着用してください。

- 2 避難者のプライバシーの保護にご協力ください。
(1) 避難所内では、担当者の指示に従ってください。
(2) 原則として見学できる部分は、避難所の共有部分のみです。避難所利用者が生活している場所や、避難所の施設として使用していない場所への立入は禁止します。
(3) 避難所内の撮影や避難所利用者へインタビューする場合には、必ず本人及び担当者の許可をとってください。特に避難所利用者の了解なしに、勝手にインタビューを行ったり、カメラを向けたりすることは慎んでください。

- 3 取材に関する問い合わせは避難所運営委員会へお願いします。
(1) 取材を行う場合は、総合受付で「取材・調査受付票」に必要事項を記入し提出してください。
(2) 本日の取材内容に関する放送日や記事発表の予定に変更が生じた場合には、下記の連絡先までご連絡ください。また、本日の取材に関する点などにつきましても同様に下記連絡先へお問い合わせください。

(連絡先)

避難所名 _____

担当者名 _____

電 話 () - _____

【様式 17】落とし物リスト

落とし物リスト					避難所名		備考 (受領の サイン等)
番号	受付 日時	落とし物			落とし物の受け渡し		
		拾った日	場所	内容	日時	受け取った人	
	/ :	/			/ :	氏名 住所 連絡先() -	
	/ :	/			/ :	氏名 住所 連絡先() -	
	/ :	/			/ :	氏名 住所 連絡先() -	
	/ :	/			/ :	氏名 住所 連絡先() -	
	/ :	/			/ :	氏名 住所 連絡先() -	
	/ :	/			/ :	氏名 住所 連絡先() -	
	/ :	/			/ :	氏名 住所 連絡先() -	
	/ :	/			/ :	氏名 住所 連絡先() -	
	/ :	/			/ :	氏名 住所 連絡先() -	
	/ :	/			/ :	氏名 住所 連絡先() -	
	/ :	/			/ :	氏名 住所 連絡先() -	
	/ :	/			/ :	氏名 住所 連絡先() -	

【様式 18】支援受入れ一覧表

支援受入れ一覧表

受入れ日時		支援の内容	数量等	支援者	備考
月/日	時間				
/	:			団体名 代表者名 住 所 TEL FAX	
/	:			団体名 代表者名 住 所 TEL FAX	
/	:			団体名 代表者名 住 所 TEL FAX	
/	:			団体名 代表者名 住 所 TEL FAX	
/	:			団体名 代表者名 住 所 TEL FAX	
/	:			団体名 代表者名 住 所 TEL FAX	
/	:			団体名 代表者名 住 所 TEL FAX	
/	:			団体名 代表者名 住 所 TEL FAX	

【様式 19】受付メモ

受付メモ

受付日時	年 月 日 () :	記入者	
相手方			
要 旨 (苦情・相談・要望などの内容を簡潔にまとめる)			
対 応			
備 考			

【様式 20】避難所運営日誌

避難所運営日誌

日付	月 日 ()			天気		
人数確認 避難所以外の被災者も含む	就寝 (宿泊)	食事			記載者	
		朝	昼	夜		
組					新規 入所者数	
組					退所者数	
組				献 立	朝	
組						
組					昼	
組						
組					夜	
組						
組					物資受入れ の有無	
組					ボランティア の有無	
合計					外部取材 の有無	
運営委員会会議 議題(連絡事項 ・検討事項)						

【様式 21】個別引き継ぎ事項

個別引き継ぎ事項			避難所名	
番号	日付	引き継ぎの内容	経過・対応状況	備考

【様式 22】避難所利用者名簿（手書き用）

避難所利用者名簿（手書き用）					避難所名			
					組 名			
登録票の 受付番号	入所日	氏名 （世帯主に ）	受け入れ先 （滞在先）	役職・ 運営班等	安否確認への 対応	メモ（特に配慮 が必要なこと）	退所日	退所 届の 番号
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	
/	/				公開・非公開		/	

- ・本書は様式 9 避難所利用者登録票の見出し代わりにご利用ください。
- ・安否確認の問い合わせには様式 23 避難所利用者名簿（公開用）をご利用ください。
- ・パソコンで名簿を管理できる場合は、様式 24 避難所利用者名簿（詳細版：エクセル管理用）を作成し、町災害対策本部への報告などにご利用ください。

【様式 23】避難所利用者名簿（公開用）

避難所利用者名簿（公開用）

公開の同意がある人のみ掲載しています。

避難所名	
------	--

氏名	住所 (町 丁目まで)	備考	氏名	住所 (町 丁目まで)	備考

【様式 24】避難所利用者名簿（詳細版：エクセル管理用）

本日の日付(年齢欄の自動計算用)

避難所利用者名簿（詳細版：エクセル管理用）

避難所利用者登録票（様式集p.12-13）から情報を入力してください。

本書は、避難所利用者への配慮事項や被災状況を把握、整理し、個々の事情に即した支援を行う際に活用されます。

登録の 受付番号	氏名	ふりがな	世帯主に 氏名	生年月日	避難所利用者			年齢	性別	続柄	国籍	配属事項	運賃協力(特扶・免状)	安否確認の 公開範囲	避難所利用者の住所等			
					〒	住所	電話								携帯電話	FAX	メール	

その他連絡先（親戚など）		家屋の被害状況							ペット									
氏名	〒	住所	電話番号	全壊	半壊	一部損壊	全株	半株	床上浸水	その他	飼っていない	飼っている	種類・頭数	同伴希望	置き去り	行方不明	ペット名簿No.	

自家用車（避難所に駐車する場合）		受け入れ場所			本人申告・聞き取り		退所届		退所後の連絡先				
車種	色	ナンバー	テント	車両	自宅	その他	組名	受付番号	退所日	住所	電話	公開/非公開	

＜注意＞
 本書は、避難所利用者名簿（詳細版：エクセル管理用）のイメージです。
 千葉県防災政策課の Web ページから電子データをダウンロードしてご利用ください。
 URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaika/uenei.html>

【様式 25】避難所状況報告書（初動期）

避難所状況報告書（初動期）

送信先：町災害対策本部

TEL

FAX

避難所	避難所名 住所 TEL FAX		
項目	第一報（参集後すぐ）	第二報（3時間後）	第三報（6時間後・閉鎖）
送信者名			
報告日時	月 日（ ） :	月 日（ ） :	月 日（ ） :
避難種別	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急） 自主避難	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急） 自主避難	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急） 自主避難
利用可能な連絡手段	FAX・電話・伝令・他（ ）	FAX・電話・伝令・他（ ）	FAX・電話・伝令・他（ ）
避難者	人数	人	人
	世帯数	世帯	世帯
	今後の見込み	増加・減少・変化なし	増加・減少・変化なし
建物の安全確認	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険
傷病者等	なし・あり（ ）人・不明	なし・あり（ ）人・不明	なし・あり（ ）人・不明
人命救助	不要・必要（ ）人・不明	不要・必要（ ）人・不明	不要・必要（ ）人・不明
周辺状況	火災	なし・延焼中（約 件）・大火の危険	なし・延焼中（約 件）・大火の危険
	土砂崩れ	なし・あり（約 件）・未発見	なし・あり（約 件）・未発見
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	断水・停電・ガス停止・電話不通
	道路	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	通行可・渋滞・片側通行・通行不可
	建物倒壊	ほとんどなし・あり（約 件）・不明	ほとんどなし・あり（約 件）・不明
避難所以外の支援拠点	なし・あり（場所 ）	なし・あり（場所 ）	なし・あり（場所 ）
参集者	町担当職員		
	施設管理者		
緊急を要する事項など（具体的に箇条書き）			
受信者名（災害対策本部）			

- ・ 第一報（参集後すぐ） 第二報（3時間後） 第三報（6時間後又は閉鎖時）は、同じ用紙に記入。
- ・ 報告は町災害対策本部あてFAXで送信する。FAXが使用できないときは、伝令などで連絡する。
- ・ 人命救助や周辺状況の詳細は「緊急を要する事項」に記入する。
- ・ 「世帯数」は、避難所利用者登録票の枚数による回答も可能。

【様式 26】避難所状況報告書〔第 報〕

避難所状況報告書〔第 報〕

送信先：町災害対策本部

TEL

FAX

避難所	避難所名		報告日時		月 日 () :		
	住所	FAX					
避難所利用者数	区分		現在数(A)	前日数(B)	差引(A-B)		
	避難所内に受入れた者	世帯数	世帯	世帯	世帯		
		人数	人	人	人		
	避難所以外の場所に滞在する者	世帯数	世帯	世帯	世帯		
		人数	人	人	人		
	合計	世帯数	人	人	人		
人数		世帯	世帯	世帯			
食料	区分		朝	昼	夜		
	食料の給与数		食	食	食		
	食料の主な内容						
運営状況	(避難所利用者)組	編成	済・未編成	組数	計 組(避難所内 組+外 組)		
	避難所運営委員会	設置	済・未設置	役員	会長 人、副会長 人(うち女性 人)		
	運営班	設置	済・未設置				
連絡事項	連絡元		主な対応状況		要望など		
	避難所運営委員会						
	各運営班	総務班					
		情報班					
		施設管理班					
		食料・物資班					
		保健・衛生班					
		要配慮者班					
		支援渉外班					
	町担当職員						
施設管理者							
ライフライン	電気	通電	停電 (: 現在)	電話	可能	不能 (: 現在)	
	水道	通水	断水 (: 現在)	F A X	可能	不能 (: 現在)	
	ガス	可能	不能 (: 現在)		可能	不能 (: 現在)	
特記事項							

「避難所内に受入れた者」には、避難所敷地内での車中・テント生活者を含む。

【様式 27】物資依頼伝票

物資依頼伝票

町災害対策本部 FAX () -	避難所名： FAX () -
----------------------	--------------------

避難所 記入欄				町災害対策本部 記入欄		
依頼日時	年 月 日 () 時 分			受付日時	年 月 日 () 時 分	
担当者名				担当者名	TEL	FAX
避難所名	住所			発注業者	住所	
	TEL	FAX			TEL	FAX
				伝票番号	(伝票枚数)	
	品名	品質・規格	数量	出荷数量	個口	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
				個口合計		

- ・ 一行につき一品、サイズごとに記入する。
- ・ 避難所では、「避難所記入欄」に記入し原則 FAX で町災害対策本部に送付する。
- ・ 町災害対策本部は「町災害対策本部記入欄」に記入し原則 FAX で避難所に回答する。
- ・ FAX が使えない場合は伝票の控えを残し、伝令などの手段で確実に相手に手渡しする。
- ・ 避難所で物資を受領したら、「避難所受領サイン」欄に押印又はサインをする。また、「食料・物資受入れ簿」「物資ごとの受入れ・配布等管理簿」にも記入する。

配送担当者等記入欄				避難所受領サイン	備考
出荷日時	年 月 日 () 時 分				
配達者	TEL	FAX			
配達日時	年 月 日 () 時 分				

【様式 28】食料・物資受入れ簿

食料・物資受入れ簿

受入れ日時		品名	数量	送付元	保管場所	受入れ担当者	備考
月/日	時間						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						
/	:						

・物資は、品名ごとに「物資ごとの受入れ・配布等管理簿」を作成する。

【様式 29】物資ごとの受入れ・配布等管理簿

物資ごとの受入れ・配布等管理簿		避難所名					
番号		保管場所					
品名		品質・規格 (メーカー名や品番など)					
月/日	時間	受 入 れ		配 布		現在数	記入者
		受入れ元(災害対策本部など)	受入れ数	配布先(避難所利用者名など)	配布数		
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							

【様式 30】物資の給与状況（まとめ表）

物資の給与状況（まとめ表）

避難所

住家の被害程度 (*1)	世帯主の氏名	世帯 の 人数	給与した日 (*2)	物資給与の品名・数					
				布団	毛布				
		人	/	組	枚				
		人	/	組	枚				
		人	/	組	枚				
		人	/	組	枚				
		人	/	組	枚				
		人	/	組	枚				
		人	/	組	枚				
		人	/	組	枚				
		人	/	組	枚				
		人	/	組	枚				

災害救助法が適用された場合、請求のために必要な書類を作成するための資料として、本書に情報をまとめておくと便利です。

*1 住家の被害程度は、全壊、半壊、一部損壊、全焼、半焼、流失、床上浸水の別を記入

*2 給与した日は、その世帯に対して最後に給与した物資の給与日を記入

【様式 31】食料依頼伝票

食料依頼伝票		町災害対策本部 FAX () -		避難所名： FAX () -		
避難所 記入欄	依頼日時	年 月 日 () 時 分		担当者名		
	避難所名	住所 TEL FAX				
	依頼内容	区分	必要数(食)		備考	
		通常の食事	食			
		やわらかい食事	食			
		食物アレルギー対応など 特別な配慮が必要な食事 (詳細は備考に記載)	食			
合計		食				
その他の依頼事項(特別の配慮を要する食事の内容など)						
町災害対策本部 記入欄	避難所からの依頼を受信した日時	年 月 日 () 時 分		担当者名		
	対応内容	区分	必要数(食)		備考	
		通常の食事	食			
		やわらかい食事	食			
		食物アレルギー対応など 特別な配慮が必要な食事	食			
	合計		食			
発注業者	住所 TEL FAX					
配送業者	住所 TEL FAX					
避難所から受領連絡があった日時			連絡を受けた担当者名			

- ・避難所では、「避難所記入欄」に記入し原則 FAX で町災害対策本部に送付する。
- ・町災害対策本部は「町災害対策本部記入欄」に記入し原則 FAX で避難所に回答する。
- ・FAX が使えない場合は伝票の控えを残し、伝令などの手段で確実に相手に手渡しする。
- ・避難所で食料を受領したら、町災害対策本部の食料・物資担当者に受領連絡する。また、「食料管理表」にも記入する。

【様式 32】食料管理表

食料管理表

- ・ におい、外観、容器のやぶれなどの異常がないか確認してから配布する。
- ・ 食料は、受入れ後すみやかに配布し、日持ちのしないものは保管しないようにする。
- ・ 配布された食料はすぐに食べ、残ったら必ず廃棄するよう、避難所利用者に伝える。

区分	品名	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
飲料水・飲み物	飲料水	2 L										
	飲料水	500mL										
長期保存できるもの	アルファ化米											
アレルギー対応	アルファ化米											
	粉ミルク（アレルギー対応）											
	離乳食（アレルギー対応）											
その他	粉ミルク											
	離乳食											
	ミルク調整用の水											

【様式 33】避難所の火災予防のための自主検査表

避難所の火災予防のための自主検査表

実施日	実施者	検査項目 (: 問題なし × : 不備・欠陥あり)						
		避難する 通路に 物は置か れていな いか	ガス機器 のホース などに損 傷はない か	電気器具 の配線な どに損傷 はないか	たこ足配 線で電気 器具を使 用してい ないか	火気を使 用する設 備や器具 に異常は ないか	喫煙場所 の吸殻は 適切に処 理されて いるか	
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								
/								

- ・ 検査は毎日.....時に行ってください。
- ・ 検査の結果が「× (不備・欠陥がある)」となった場合は、すぐに改善してください。
- ・ 改善することが難しい場合は、直ちに施設管理班の班長に報告してください。
- ・ 追加の検査項目がある場合は、空欄にご記入ください。

【様式 34】派遣職員依頼書

派遣職員依頼書		町災害対策本部 FAX () -	避難所名： FAX () -		
避難所 記入欄	依頼日時	年 月 日 () 時 分			
	担当者名				
	避難所名	住所 TEL FAX			
	依頼内容 (派遣を希望する職員等について)	派遣を希望する職種	具体的な業務内容	人数	派遣希望時期
		町担当職員		名	
		ボランティア		名	
			名		
			名		
町災害対策本部 記入欄	受信日時	年 月 日 () 時 分			
	担当者名				
	回答 (派遣可能な職員等について)	派遣可能な職員等	具体的な業務内容	人数	派遣する日
		町担当職員		名	
		ボランティア		名	
				名	
			名		

- ・ 避難所では、「避難所記入欄」に記入し原則 FAX で町災害対策本部に送付する。
- ・ 町災害対策本部は「町災害対策本部記入欄」に記入し原則 FAX で避難所に回答する。
- ・ FAX が使えない場合は依頼書の控えを残し、伝令などの手段で確実に相手に手渡しする。

【様式 35】ボランティア支援申込用紙

ボランティア支援申込用紙

太枠内に記入してください。

なお、応急危険度判定で黄色・赤紙が貼られている家屋内に入るなど危険が予想される業務、金銭の絡む業務はお受けすることができません。

当申込書はボランティアセンターへ送付し、ボランティアセンターにおいて対応いたしますので御留意ください。

依頼番号		活動項目				
申込年月日		年		月 日		
依頼の概要	活動内容					
	必要人数	計 人(男 人/女 人)				
	希望日時	月 日 : ~ :				
	訪問場所					
	活動場所					
要支援者	ふりがな			年齢	性別	
	氏名					
	住所					
	電話番号			避難状況		
	その他	配慮が必要な事情がありましたら記入してください。				
依頼者	氏名			要支援者との関係		
	住所			電話番号		
移動手段						
必要な道具						
注意事項						

【様式 36】 ボランティア受付票

ボランティア受付票

No.	受付日	氏名・住所・電話	性別	職業	過去のボランティアの経験		
					避難所名		
					有無	活動内容	
	/	氏名 住所 電話				有・無	
	/	氏名 住所 電話				有・無	
	/	氏名 住所 電話				有・無	
	/	氏名 住所 電話				有・無	
	/	氏名 住所 電話				有・無	
	/	氏名 住所 電話				有・無	
	/	氏名 住所 電話				有・無	
	/	氏名 住所 電話				有・無	
	/	氏名 住所 電話				有・無	
	/	氏名 住所 電話				有・無	

【様式 37】ボランティア受入れ票

ボランティア受入れ票

太枠内に記入してください。

事前にボランティアセンターにおいて申込、保険加入を済ませてください。

受入れ日時 年 月 日 (:)		退所日時 年 月 日 (:)	
ふりがな		性別	
氏 名			
携帯番号		年齢	
派遣された 活動内容			
避難所記入欄	活動時間	:	~ :
	主たる活動場所		
	活動班・担当者	班 ・	
	特記事項		

【様式 38】ボランティアの皆様へ（ボランティア活動時の注意事項）

ボランティアの皆様へ（ボランティア活動時の注意事項）

このたびは、ボランティア活動にご参加いただきありがとうございます。

皆様に、安全で気持ち良く活動していただくため、以下をよくご確認くださいようお願いします。

- 1 町災害ボランティアセンターでボランティア登録はお済みですか？
また、ボランティア保険（ ）への加入はお済みですか？
ボランティア活動時には、必ず保険への加入をお願いします。未加入の方は、町災害ボランティアセンターへお問い合わせください。
全国社会福祉協議会の福祉ボランティア保険（災害時特約付き）など
- 2 活動の際は、ボランティア証など身分のわかる物を身に付けてください。
当避難所では簡単な受入れ票に記入をしていただいています。記入後、担当者から依頼内容について詳しく説明しますので、指示に従ってください。
- 3 グループで活動する場合は、はじめにリーダーを選出してください。
リーダーとなった方は、仕事の進捗状況や完了時の報告をお願いします。
- 4 体調管理には十分ご注意ください。
体調の変化や健康管理などは、皆さん各自でご注意いただき、決して無理をしないようにしてください。
- 5 被災された方の気持ちやプライバシーに十分配慮し、マナーを守った行動や発言・言葉使いなどにこころがけてください。
- 6 食事や宿泊場所は提供できません。
- 7 活動時の服装や持参品など（災害の種類や季節などにより適宜変更してください。）
 - （1）動きやすい服装、帽子、ジャンパー、底の厚い靴、皮手袋、防塵マスク等
 - （2）懐中電灯、雨具（カッパ）、携帯ラジオ
 - （3）飲料水、弁当、ゴミ持ち帰り用袋
 - （4）タオル、救急用品（傷薬、痛み止め、ガーゼ、救急ばんそうこう等）、筆記用具、保険証のコピー、ティッシュ、小銭、地図、メモ帳

8 活動終了後は担当者もしくは受付に申し出て確認を取ってください。ボランティアセンターへの報告も忘れずに行ってください。

9 その他疑問点などがあれば、町災害ボランティアセンターなどにご相談ください。

ボランティアの皆様には危険な活動をお願いすることはありませんが、万一、活動内容に疑問を感じるがありましたら、作業を始める前に、町災害ボランティアセンターなどにご相談ください。

東庄町災害ボランティアセンター 電話 () -

避難所名 _____

【様式 39】避難所の設備、備蓄物資一覧表

避難所の設備、備蓄物資一覧表 (1/5)

品名		数	保管場所	メモ
設備・資機材	発電機			
	電源用コードリール			
	投光器などの照明設備			
	テント			
	マット			
	防水シート、ブルーシート			
	災害用トイレ（仮設トイレ）			
	蛇口のあるタンク（手洗い用）			
	小型ポンプ			
	台車			
要配慮者対策	簡易ベッド			
	担架			
	車いす			
	災害用トイレ（簡易トイレ）			
	間仕切り用パーティションなど			
	毛布			
	タオル			

避難所の設備、備蓄物資一覧表 (2/5)

	品名	数	保管場所	メモ
食料・水	飲料水 (ml)			
	アルファ化米			
	粉ミルク			
	高齢者用のやわらかい食品			
	アレルギー対応の食品			
	粉ミルク (アレルギー対応)			
	ミルク調整用の水			
食器類、調理器具など	哺乳瓶			
	食器・箸 (使い捨てのもの)			
	ごみ袋			
	なべ			
	やかん			
	湯沸し用ポット			
	ガスコンロとガスなど湯沸し器			
	食器洗い用洗剤			
	スポンジ			

避難所の設備、備蓄物資一覧表 (3/5)

	品名	数	保管場所	メモ
環境・衛生用品	救急箱			
	ふた付きごみ箱			
	ごみ袋			
	ビニル袋			
	トイレットペーパー			
	ウェットティッシュ			
	ティッシュペーパー			
	手指消毒用アルコール			
	バケツ			
	ひしゃくなど水をくむ道具			
	トイレ用スリッパ			
	おむつ(乳幼児用)			
	おむつ(大人用)			
	生理用品			
	ストーマ装具			
	おしりふき(乳児用)			
	消毒液			
	洗濯用洗剤			
	物干し用の道具			
	せっけん			
	歯磨き用品(歯ブラシなど)			

避難所の設備、備蓄物資一覧表（4/5）

	品名	数	保管場所	メモ
衣類	衣類（男性用）			
	衣類（女性用）			
	衣類（子ども用）			
	下着類（男性用）			
	下着類（女性用）			
	下着類（子ども用）			
	妊婦用下着（腹帯など）			
ペット関係	ペットフード （犬用、猫用などで長期保存できるもの）			
	ペット用シーツ			
	ペット用ケージ			

避難所の設備、備蓄物資一覧表 (5/5)

	品名	数	保管場所	メモ
事務用	机			
	いす			
	拡声器			
	懐中電灯			
	乾電池(各種)			
	ローソクなどの固形燃料			
	ライターなど火を起こす道具			
	延長コード			
	パソコン			
	プリンター			
	コピー機			
	紙類(用紙、模造紙など)			
	筆記用具			
	テープ類(ガムテープ、セロハンテープなど)			
	はさみ、カッター			
	ステーブラー、クリップなどとし具			
	ファイル類(書類保管用)			
	避難所運営マニュアル 一式			

東庄町避難所運営マニュアル

発行年月：平成 31 年 3 月

発行：千葉県東庄町

編集：総務課

住所：〒289-0692

千葉県香取郡東庄町笹川い 4713-131

T E L : 0478-86-1111